

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とし、「地震対策編」とあわせて震災対策に活用すべきものである。

また、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める「地震対策編」とともに南海トラフ地震に関する地震防災体制の推進を図ることとする。

1 計画の構成

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、香川県防災会議が策定する香川県地域防災計画は、この計画「津波対策編」のほか、「地震対策編」及び「一般対策編」の 3 編で構成する。

また、この「津波対策編」は、「地震対策編」とともに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

2 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号））第 13 条の規定により策定された国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、国土強靱化に関しては、「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、香川県国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ① 県民の命を守る
- ② 県と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う
- ⑤ 四国の防災拠点の機能を果たす

を踏まえ、この計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、県の地域における津波対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「香川県石油コンビナート等防災計画」等を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものでなく、市町が地域防災計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画を策定又は修正する場合の指針となるものである。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、県は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

5 計画の習熟等

この計画は、津波対策の基本的事項を定めるものであり、県、市町、防災関係機関及び住民等は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め津波対策の推進体制を整えるものとする。

6 県民運動の展開（県民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限度にとどめる必要があり、その実践を促進する県民運動を展開しなければならない。

県は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにするとともに、市町の防災対策の実施状況についても定期的に報告を求め、それらの内容を公表するものとする。また県民及び防災関係機関等に対し、防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心に自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(2) 市町

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、直島町を除く県内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、本県の区域内の市町、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報等の市町への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 市町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市 町 設	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報等の住民への周知 10 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童生徒の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(3) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市町への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国行政評価支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の設置 3 特別行政相談所の開設
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止についての監督指導等 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施 2 保安林(国有林)の整備保全 3 災害応急対策用木材(国有林)の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 高压ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港滑走路の応急復旧 7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体への派遣
四国運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪航空局 (高松空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港施設の整備及び点検(管制部門) 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門) 4 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等 <p>※1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。</p>
国土地理院 四国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 3 地理情報システム活用の支援・協力 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大阪管区気象台 (高松地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第六管区海上保安本部 (高松海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持 4 航路標識等の整備
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(5) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等、救援物資の無償貸与又は譲与)

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構 吉野川本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構 中国四国グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四国支社 (高松中央郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行 高松支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 香川県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 高松放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
本州四国連絡 高速道路(株) (坂出管理センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株) 四国支店 四国福山通運(株) 高松支店 佐川急便(株) 四国支店 ヤマト運輸(株) 香川主管支店 四国西濃運輸(株) 高松支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株) 四国電力送配電(株) 中国電力(株) 中国電力ネットワーク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物資の調達・供給確保

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四 国 ガ ス (株)	1 ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるガス供給の確保
高 松 琴 平 電 気 鉄 道 (株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) R S K山陽放送(株) 岡 山 放 送 (株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県LPガス協会	1 L P ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるL P ガス供給の確保

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(公財)香川県下水道公社	1 流域下水道の下水処理施設における被害調査の協力 2 流域下水道の下水処理施設における災害応急対応の協力
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 漁 業 協 同 組 合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商 工 会 商 工 会 議 所	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
社 会 福 祉 協 議 会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉施設 学校等の管理者	1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(9) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"> 1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時におけるべき行動に関する知識の習得に努める。 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 4 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"> 1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。 4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 8 市町が行う避難情報等の発令基準や、市町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。 9 市町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(11) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none">1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。3 市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 本県の地勢等の概況

1 自然的条件

(1) 地勢等

本県は、四国の北東部に位置し、地形は半月形で、南に讃岐山脈が連なり、これより北に向かって緩やかに傾斜し、ため池や鎮守の杜が点在する讃岐平野が広がっている。また、北には、穏やかな瀬戸内海があり、小豆島をはじめ大小110余の島々が浮かんでいる。

面積は、全国の都道府県の中で最も狭く、四国全体の約1割、全国に占める割合は0.5%であるが、土地利用度や人口密度は高く、高松市を中心とし県内全域が一日生活圏を形成している。

気候は、年間を通じて比較的温暖であり、降水量が少ない。また、河川も流路延長が短く水量に乏しいため、昔から干ばつに見舞われている。このため、県内には、満濃池をはじめ大小12,200余のため池が築かれている。

(2) 地形、地質

本県は、花崗岩と砂岩・泥岩でできた讃岐山脈を南限とし、瀬戸内海に開いた讃岐平野からなり、平野と山地の境は、砂礫質の丘陵からなっている。(香川県の地形概略区分図)

現在見られる地形と地質の特徴は、讃岐山脈の隆起と侵食、土器川・香東川などの河川による運搬堆積作用の産物であることから、本県は、瀬戸内の島々を除けば、讃岐山脈とその裾野に広がる巨大な扇状地であるといつてよい。

そして、この扇状地を、五色台など、第三紀の火山岩(かんかん石)である讃岐層群の山々が、西から観音寺(三豊)・丸亀・高松などの平野に区切っている。(香川県の概略地質図)

なお、これらの地形と地質の対応は、次の表のとおりである。

地 形	地 質 概 要
讃岐平野	砂礫主体の未固結堆積層、海岸部には軟弱層が分布
丘陵地	更新世の堆積岩(三豊層群や段丘層)、軟岩～風化層
山地	花崗岩及び和泉層群の堆積岩、中硬質な岩盤
島嶼	花崗岩と火山岩

(3) 活断層

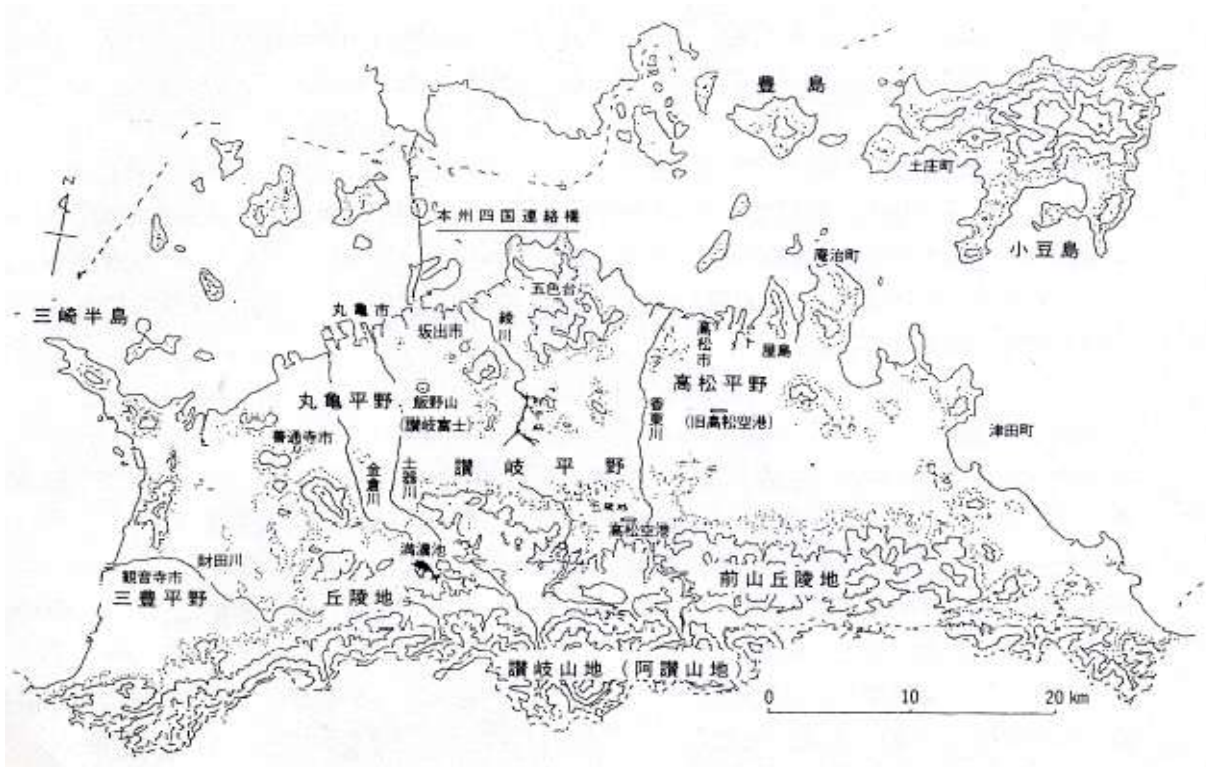
日本の地質分布を大きく分ける活断層である中央構造線は、和泉層群の南限に位置し、讃岐山脈の南麓(徳島県)、石鎚山脈の北麓(愛媛県)を東西に走るため、本県を通らない。

中央構造線は、活断層系と呼ばれるように、単調な一本の線状ではなく、ほぼ同一方向の多数の断層群によって構成されており、断層が確認されている部分毎に、個々に名称が付されている。

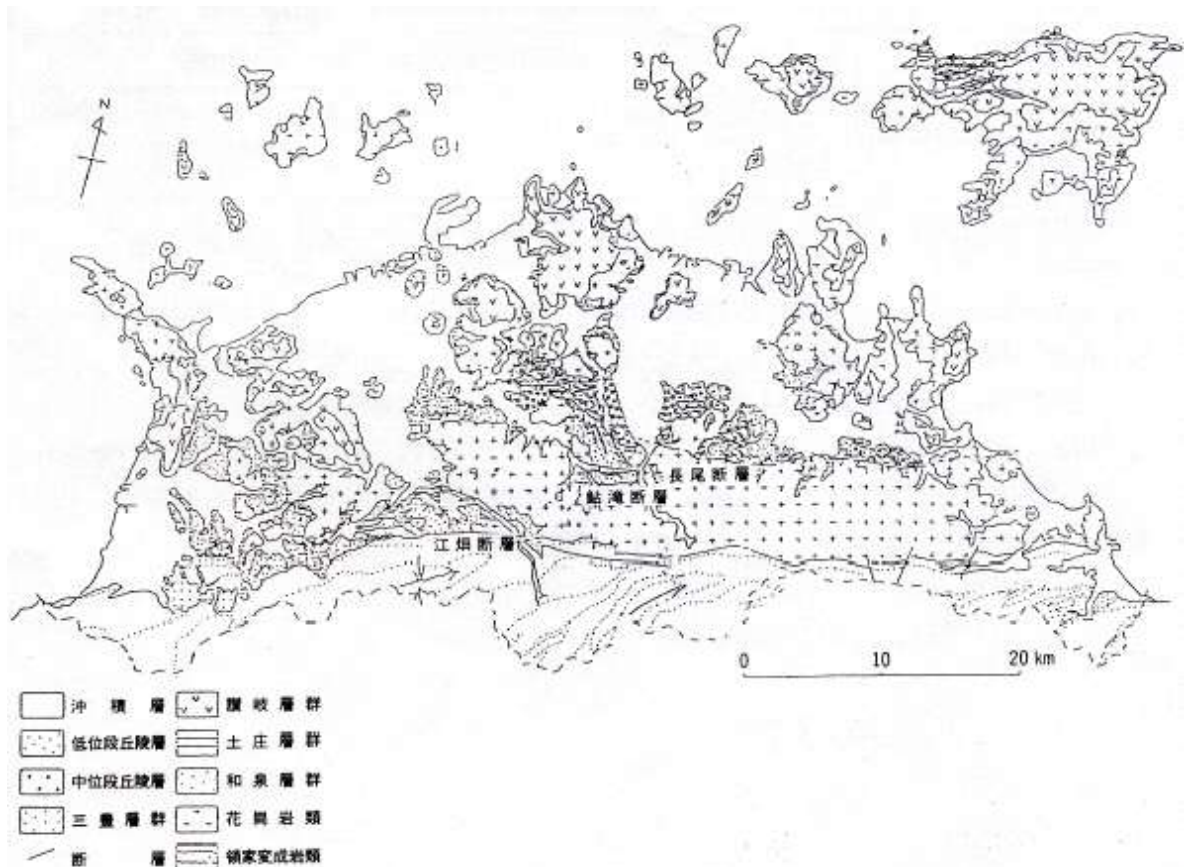
本県に分布する断層のうち、現在及び将来において活動する可能性がある断層としては、長尾断層、鮎滝断層、岡田断層、上法軍寺断層が存在する。(活断層分布図)

なお、活断層分布図の名称は、「新編 日本の活断層 分布図と資料」(活断層研究会編 東京大学出版会)に記されている名称を採用している。

【香川県の地形概略区分図】



【香川県の概略地質図】



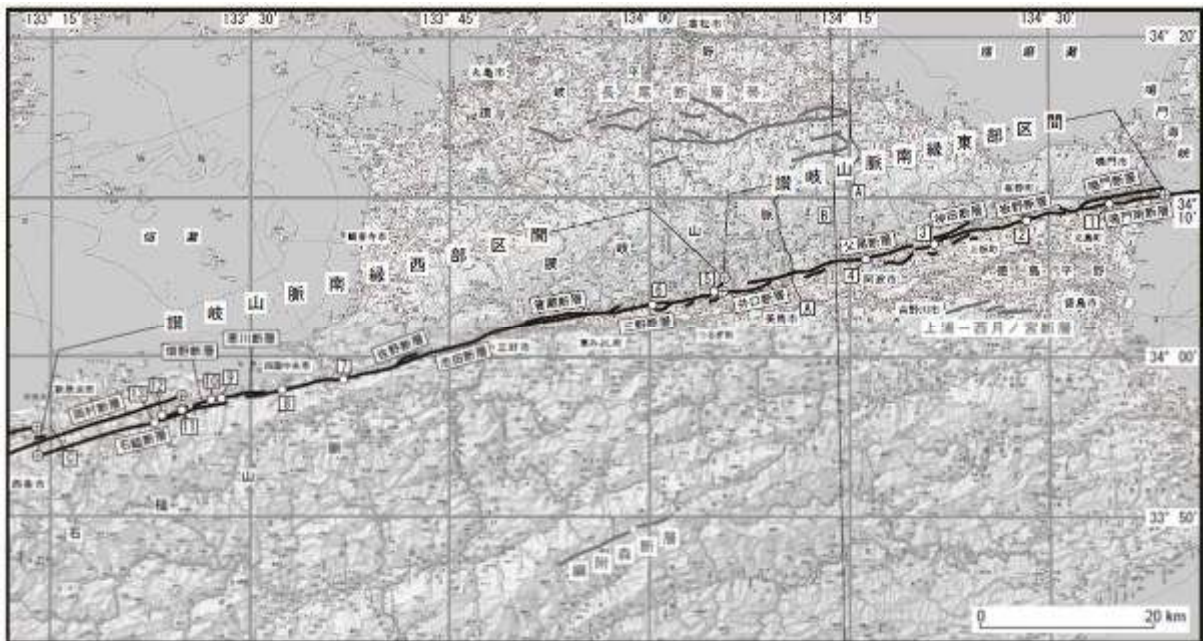
【中央構造線断層帯】

政府の地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯（金剛山地東縁ー由布院）の長期評価（第二版）」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。また、過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が 10 の区間に分けられる。なお、本県に最も近いのは「讃岐山脈南縁東部区間」及び「讃岐山脈南縁西部区間」である。

中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁東部区間及び讃岐山脈南縁西部区間）の特性

項目	内容	
	讃岐山脈南縁東部区間	讃岐山脈南縁西部区間
地震の規模	M7.7 程度	M8.0 程度もしくはそれ以上
ずれの量	5m 程度	8m 程度もしくはそれ以上
今後 30 年以内の地震発生確率	1%以下	ほぼ 0-0.4%
断層長	約 52km	約 82km
断層の走向	N77° E	N75° E
断層の型	右横ずれ (上下方向のずれを伴う)	右横ずれ (上下方向のずれを伴う)
断層面の傾斜	北傾斜約 45° (深さ 7km 以浅) 北傾斜約 40° (深さ 7-25km)	高角度 (地表付近) 北傾斜約 25° (深さ 0.6km 以浅)
断層面の幅	15-25km 程度 (*10-15km 程度)	25-30km 程度 (*15km 程度)
地震発生層下限の深さ	10-15km 程度 (*10-15km 程度)	15-20km 程度 (*15km 程度)

*は中央構造線断層帯の傾斜角が深部にわたり高角としたときの値



中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点
(基図は国土地理院発行数値地図 200000「和歌山」及び「徳島」を使用)

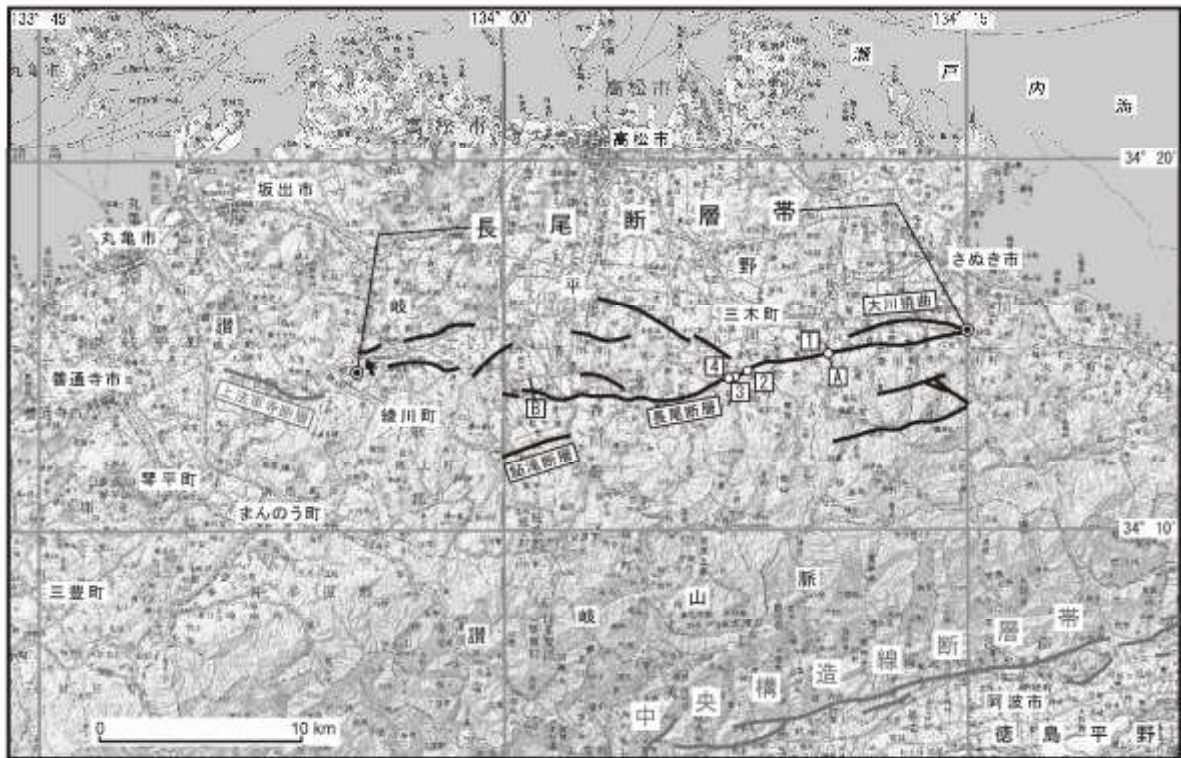
(出典)「中央構造線断層帯（金剛山地東縁ー由布院）の長期評価（第二版）」
(平成 29 年 12 月 19 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会)

【長尾断層帯】

政府の地震調査研究推進本部が公表した「長尾断層帯の長期評価（一部改訂）」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、さぬき市から高松市南部を経て綾歌郡綾川町に至る断層帯である。

長尾断層帯の特性

項目	内容
地震の規模	断層帯全体が同時に活動したとすると M7.3 程度
ずれの量	断層帯全体が同時に活動したとすると 3m 程度（上下成分）
今後 30 年以内の地震発生確率	ほぼ 0%
断層長	約 30km
断層の走向	N87° E
断層の型	南側隆起の逆断層（右横ずれ成分を伴う）
断層面の傾斜	30-40° 南傾斜（深さ 50-200m）
断層面の幅	約 25-30km
地震発生層下限の深さ	約 15km



長尾断層帯の活断層位置と主な調査地点
 (基図は国土地理院発行数値地図 200000「徳島」及び「岡山及丸亀」を使用)

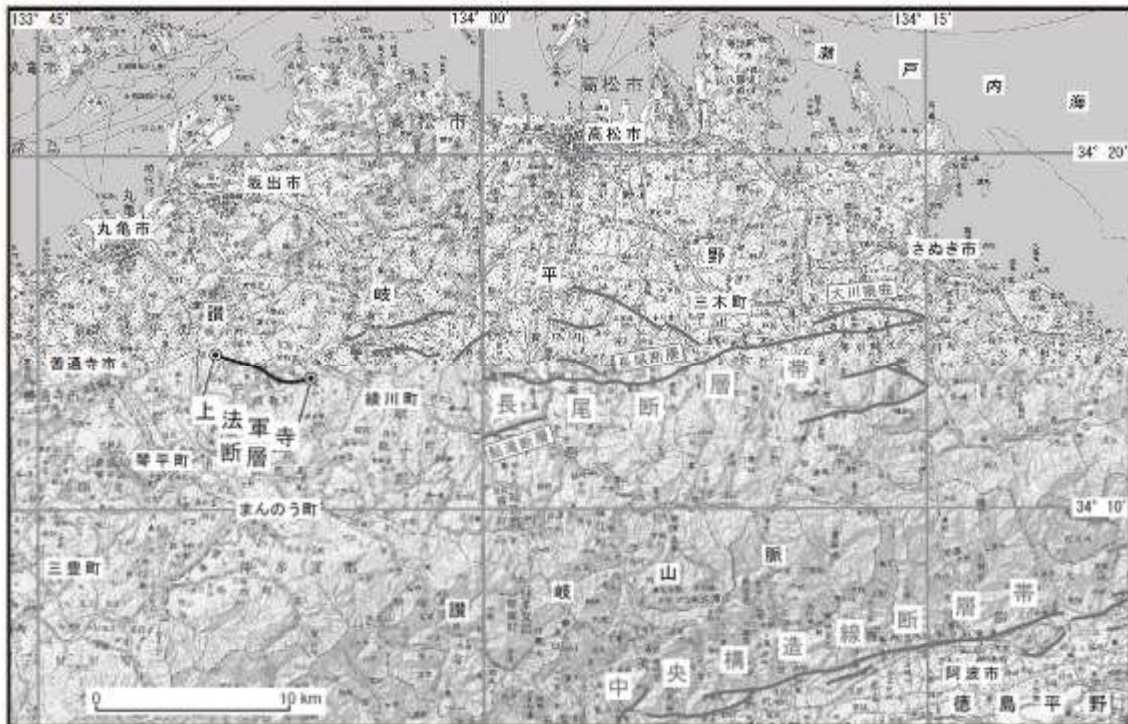
(出典)「長尾断層帯の長期評価（一部改訂）」
 (平成 29 年 12 月 19 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会)

【上法軍寺断層】

政府の地震調査研究推進本部が公表した「上法軍寺断層の長期評価」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、諸特性の評価は次のとおりである。

上法軍寺断層の特性

項目	内容
地震の規模	M6.0 程度
ずれの量	1m 程度
今後 30 年以内の地震発生確率	不明
断層長	約 5km
断層の走向	N75° W
断層の型	北側隆起の断層
断層面の傾斜	不明
断層面の幅	不明
地震発生層下限の深さ	約 15km



上法軍寺断層の位置

(基図は国土地理院発行数値地図 200000「徳島」及び「岡山及丸亀」を使用)

(出典)「上法軍寺断層の長期評価」

(平成 29 年 12 月 19 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会)

2 社会的条件

- (1) 香川県人口移動調査によると、本県の人口は令和5年12月1日現在で、924,620人となっている。本県の人口は平成11年をピークに平成12年から減少している。自然動態は平成15年から減少となり、また社会動態は平成4年～11年まで転入超過が続いた後、平成12年から転出超過に転じており、平成27年は16年ぶりに転入超過となったものの、平成28年から再び転出超過に転じている。令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）から令和2年の老年人口の割合をみると、香川県は31.8%と過去最高となり、全国平均の28.6%を大幅に上回っている。

また、本県の2045年の総人口は、都道府県別の将来推計人口(令和5年12月推計、国立社会保障・人口問題研究所)によると、762千人と推計されている。県では、こうした人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響などを踏まえ、令和2年3月に改訂した「かがわ人口ビジョン」において、2060年に人口約77万人を維持するという目標を掲げたところであり、災害に強い県土づくりの推進は、安心で暮らしやすい環境を創出する観点からもこの目標の実現に資するものである。

- (2) 本県は、高松市を中心として道路、鉄道、港湾などの交通の結節機能を有し、四国を統括する国の出先機関や主要企業の支社・支店の設置、さらには地域企業の集積などにより、四国の中枢拠点地域としての役割を担っている。

3 過去の地震災害（津波災害を含む）

本県では、概ね90～150年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな被害が発生している。また、1927年の北丹後地震、1995年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
宝永地震 1707年 10月28日 (宝永4年 10月4日) 未刻	M 8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ - 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者29人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年 12月24日 (嘉永7年 [安政1年] 11月5日) 申の中刻	M 8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ - 紀伊半島沖	被害は、中部から九州に及ぶ。地震や津波による全体の被害は、近畿地方やその周辺で、この地震の32時間前に発生した安政東海地震と区別できないものが多い。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
北丹後地震 1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	M 7.3 震度 多度津 4	北緯 35° 37.9′ 東経 134° 55.8′ 深さ 18 k m 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。 香川県では、小被害があった。
南海地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M 8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56.1′ 東経 135° 50.9′ 深さ 24 k m 和歌山県南方沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決潰・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	M 7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 35.9′ 東経 135° 02.1′ 深さ 16 k m 大阪湾	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,434人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。
平成12年(2000年)鳥取県西部地震 2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	M 7.3 震度 土庄 5強 高松 5弱 東かがわ5弱 観音寺 5弱 三豊 5弱 小豆島 5弱 その他11市町 4	北緯 35° 16.4′ 東経 133° 20.9′ 深さ 9 k m 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
平成13年(2001年) 芸予地震 2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	M 6.7 震度 高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 善通寺 4 三豊 4 観音寺 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 多度津 4 まんのう 4 綾川 4	北緯 34° 07.9' 東経 132° 41.6' 深さ 46 k m 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2人、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,222箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。
淡路島付近を震源とする地震 2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分	M 6.3 震度 東かがわ5弱 小豆島 5弱 高松 4 さぬき 4 土庄 4 綾川 4	北緯 34° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15 k m 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者35人(うち重傷者11人)、家屋全壊8棟、半壊101棟、一部破損8,305棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
伊予灘を震源とする地震 2014年 (平成26年) 3月14日 2時6分	M 6.2 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78 k m 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。 全体で、負傷者21人(うち重傷者2人)、家屋一部損壊57棟の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
鳥取県中部を震源とする地震 2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分	M 6.6 震度 高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯 35° 22.8' 東経 133° 51.3' 深さ 11 k m 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者32人(うち重傷者9人)、家屋全壊18棟、半壊312棟、一部破損15,095棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	M 6.1 震度 小豆島 4	北緯 34° 50.6' 東経 135° 37.3' 深さ 13 k m 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者462人(うち重傷者62人)、家屋全壊21棟、半壊483棟、一部破損61,266棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
紀伊水道を震源とする地震 2021年 (令和3年) 12月3日 9時28分	M 5.4 震度 さぬき 4 東かがわ4	北緯 33° 48.0' 東経 135° 8.8' 深さ 18 k m 紀伊水道	この地震による被害は和歌山県で発生した。 和歌山県では、軽傷5人の人的被害、住家一部破損2棟の被害があった。 香川県では、この地震により、香川県立石田高等学校の温室の窓ガラス2枚が損壊した。※香川県による。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「日本被害地震総覧599-2012」東京大学出版会)
- 2 表中の震度は、「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による。「平成12年(2000年)鳥取県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震、大阪府北部を震源とする地震及び、紀伊水道を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。
- 4 表中の1919年以降に発生した地震の震央地名は「震度データベース(気象庁ホームページ)」による。

第4節 被害想定

県では、平成26年に地震・津波被害想定調査報告書を公表し、翌年には南海トラフ地震・津波対策行動計画を策定のうえ、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進してきたが、社会インフラの整備や人口動態の変化、国による南海トラフ地震被害想定の見直しを受け、最新の知見やデータを活用し、地域特性を反映したより精度の高い被害想定の見直しを行った。見直しの検討にあたり、専門家の知見等を反映して検討するため、有識者で構成された「香川県地震・津波被害想定検討委員会」を設置し、その意見を踏まえて、令和7年7月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果を、また、同年9月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、物的・人的被害等の推計結果を公表した。

今回の見直しでは、最新の知見やデータを活用してより精度の高い被害想定とすることに加え、海岸や河川堤防の整備など、県のこれまでの防災・減災対策の成果を反映させることにも配慮して見直しに取り組んだ。また、県民に分かりやすいものとなるよう工夫し、公助はもとより、自助や共助の充実・強化に繋がる基礎資料として役立つものとなるよう取りまとめたところである。

1 前提条件

本県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフ地震）2 ケースと活断層による直下型地震 2 ケースの合計 4 ケースを想定した。

2 想定地震

① 南海トラフの最大クラスの地震（L2）

本県において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフで発生する地震である。

南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね 90～150 年ごとに繰り返し発生している。

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定した。

② 南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、

①の最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。

③ 中央構造線断層帯で発生する地震

中央構造線断層帯は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害を及ぼす可能性が高いことから想定地震とした。

ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁東部区間～讃岐山脈南縁西部区間を想定した。

④ 長尾断層帯で発生する地震

長尾断層帯は、さぬき市から高松市南部を経て綾歌郡綾川町に至る東西方向に伸びた断層帯で、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害を及ぼす可能性が高いことから想定地震とした。

3 地震動予測結果

① 南海トラフの最大クラスの地震（L2）

- ・ 震度は、5 強～7 になると予測された。
- ・ 平野部を中心に広い範囲で震度 6 弱以上となり、東讃・西讃の平野部を中心に震度 6 強が分

布している。観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度7と予測された。

② 南海トラフの発生頻度の高い地震 (L1)

- ・ 震度は、4～6強になると予測された。
- ・ 島嶼部・荘内半島の一部で震度4、島嶼部・山地及び中讃で震度5弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度5強が分布しており、高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市及び三木町で震度6弱が予測された。東かがわ市のごく一部の地域で震度6強と予測された。

③ 中央構造線断層帯で発生する地震

- ・ 震度は、5弱～7になると予測された。
- ・ 島嶼部を除く広い範囲で震度6弱以上となり、島嶼部では震度5弱～5強が分布している。高松市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、綾川町及びまんのう町のごく一部で震度7と予測された。

④ 長尾断層帯で発生する地震

- ・ 震度は、4～7になると予測された。
- ・ 長尾断層帯の震源直上に位置する市町の広い範囲で震度6弱～6強と予測された。さぬき市、三木町及びまんのう町のごく一部の地域で震度7と予測された。

4 津波予測結果

① 南海トラフの最大クラスの地震 (L2)

- ・ 地震発生直後の海面に±20cmの変動が県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港(観音寺市)で約4分となった。これは、地震発生直後に地盤沈下量により海面が低下し、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。
- ・ 県内の主要な港での最高津波波高は、約0.4～2.4mとなった。(2.4mとなったのは、志度港(さぬき市。))
- ・ 市町別の最高津波水位(津波波高+満潮位等)は、約2.8～4.2mとなり、高松市、さぬき市など県内11市町で3mを越える。
- ・ 浸水面積は、香川県全体で約80.2km²であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積は約65.6km²である。

市町別では、市域が広い高松市が約20.1km²と最も大きく、次いで坂出市の約13.3km²、三豊市、観音寺市となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積で見ると、高松市が約16.5km²と大きく、次いで坂出市となっている。

② 南海トラフの発生頻度の高い地震 (L1)

- ・ 浸水面積は、香川県全体で約10.3km²であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積は約6.7km²である。

市町別では、坂出市が約2.2km²と最も大きく、次いで高松市の約2.0km²、さぬき市、小豆島町となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積で見ると、さぬき市が約1.2km²と大きく、次いで高松市となっている。

5 被害予測結果

※ 想定シーン（季節・時間帯）は、人的被害が最大となる冬5時とする。ただし、地震火災のみ、その被害が最大となる冬18時とする。

① 南海トラフの最大クラスの地震（L2）

- ・ 県全体の建物被害における全壊棟数は、約39,000棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市、観音寺市、三豊市で6,000棟以上、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、多度津町で1,000棟以上と予想された。揺れによる全壊棟数は高松市、観音寺市、三豊市で5,000棟以上、丸亀市、さぬき市、東かがわ市で1,000棟以上と予測された。
- ・ 津波による全壊棟数は、高松市、さぬき市、三豊市で500棟以上、地震火災による焼失棟数は高松市、観音寺市、三豊市で100棟以上と予測された。
- ・ 県全体の人的被害のうち、死者数は最大で約7,800人（災害関連死を含む）、負傷者数は約21,000人であった。
- ・ 死者数（最大）は、高松市、観音寺市で1,000人以上、負傷者数は、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市で1,000人以上と予測された。

② 南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）

- ・ 県全体の建物被害における全壊棟数は、約3,200棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市で約1,200棟、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆島町、三木町で100棟以上と予測された。
- ・ 県全体の人的被害のうち、死者数は最大で約330人、負傷者数は約1,900人であった。

③ 中央構造線断層帯で発生する地震

- ・ 県全体の建物被害における全壊棟数は、約28,000棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市で約4,900棟、観音寺市で約4,500棟、丸亀市、さぬき市、三豊市、まんのう町で2,000棟以上と予測された。
- ・ 県全体の人的被害のうち、死者数は最大で約2,700人、負傷者数は約15,000人であった。
- ・ 死者数（最大）は、高松市で約610人、観音寺市で約400人、三豊市で約310人、さぬき市で約240人と予測された。

④ 長尾断層帯で発生する地震

- ・ 県全体の建物被害における全壊棟数は、約4,900棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市で約2,000棟、さぬき市、三木町で1,000棟以上と予測された。
- ・ 県全体の人的被害のうち、死者数は最大で約500人、負傷者数は約3,500人であった。

【被害想定結果総括表】

想定項目		想定地震		南海トラフ 最大クラス (L2)	南海トラフ 発生頻度の高いもの (L1)	中央構造線 断層帯	長尾断層帯	
		単 位						
震 度		—	5 強～7	4～6 強	5 弱～7	4～7		
建物被害 (全壊) ※	揺れ	棟	31,000	710	24,000	3,400		
	液状化	棟	3,800	2,400	2,800	1,300		
	津波	棟	3,500	50	—	—		
	急傾斜地崩壊	棟	70	0	40	20		
	地震火災	棟	1,100	60	820	130		
人的被害 (冬5時)	死者	人	最大 7,800	最大 330	最大 2,700	最大 500		
	負傷者	人	21,000	1,900	15,000	3,500		
	避難者	避難所	人	177,000	14,000	51,000	13,000	
		避難所外	人	99,000	8,600	34,000	8,600	
ライフライン 被害 (発災直後)	上水道 (断水人口)	人	773,000	287,000	732,000	346,000		
	下水道 (支障人口)	人	155,000	24,000	43,000	24,000		
	電力 (停電軒数)	軒	560,000	98,000	519,000	243,000		
	通信	固定電話 (不通回線数)	回 線	190,000	30,000	187,000	51,000	
		携帯電話 (停波基地局率)	%	98	15	90	40	
都市ガス (供給停止戸数)	戸	78,000	440	75,000	0			

※人的被害が最大となる冬5時を想定。ただし、地震火災のみ冬18時とする。

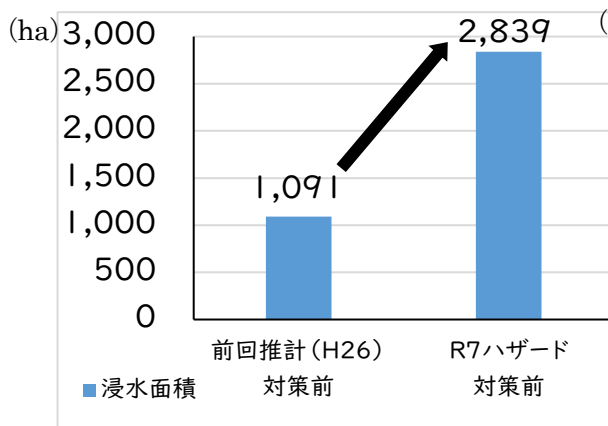
6 これまでの減災効果

(1) 津波に対するハード対策

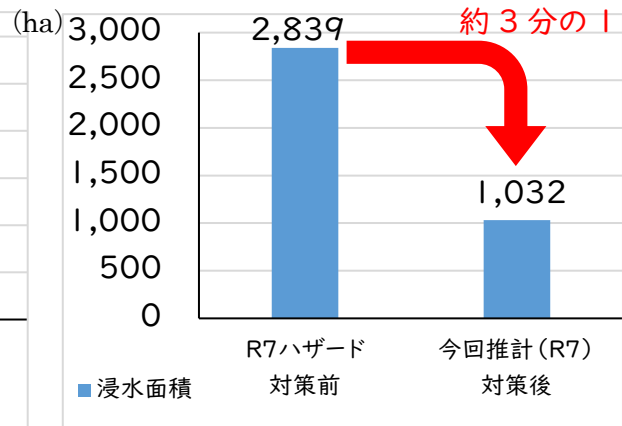
南海トラフの発生頻度の高い津波（L1）について、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、「発生頻度の高い津波」に対して海岸堤防等の高上げ等の整備を行っており、平成27年度から令和6年度までの10年間でI期計画として、特に優先度の高い箇所を重点的・集中的に整備を進めてきた。これまで県や市町が進めてきたハード対策の効果を確認するため、堤防等の構造物を前回推計で設定したものを「対策前」、今回推計で設定（I期完了）したものを「対策後」として津波シミュレーションを行い、対策効果の検討を行った。

津波に対するハード対策を進めたことにより、対策前（前回推計）に比べ、県全体で浸水域が約3分の1に減少した。

①初期潮位が上昇した影響



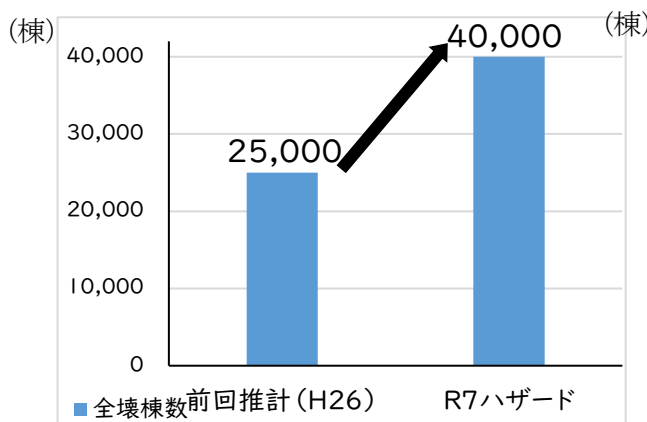
②津波に対するハード対策の効果



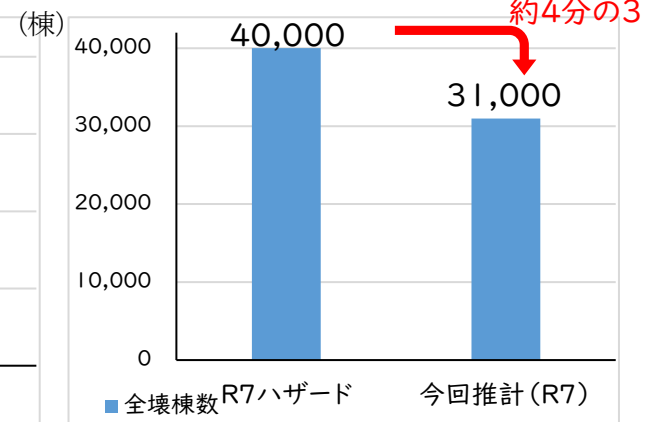
(2) 建物の耐震化

建物の耐震化率が向上したことによる減災効果を確認するため、前回推計の耐震化率76%と今回推計の耐震化率86%を基にして、今回推計の南海トラフの最大クラスの地震が発生した時の被害量を算出し検討を行った。

①地震の揺れが大きくなった影響



②建物の耐震化率が向上したことによる効果



7 今後の減災効果の予測

- 建物の耐震化
- 屋内収容物の転倒・落下防止対策
- 津波避難の早期化

	避難行動別の避難者比率			検討ケース
	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには 避難しない (用事後避難)	切迫避難 * あるいは避難しない	
早期避難者が 少ない	20%	50%	30%	現況
発災後全員が 即避難	100%	0%	0%	対策実施後

出典：「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（中央防災会議）より抜粋

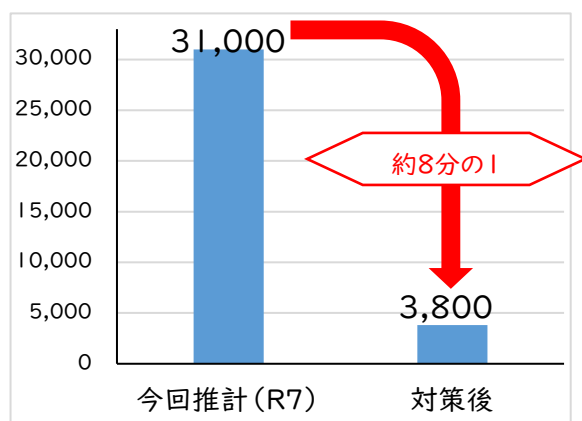
*切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

① 建物の耐震化

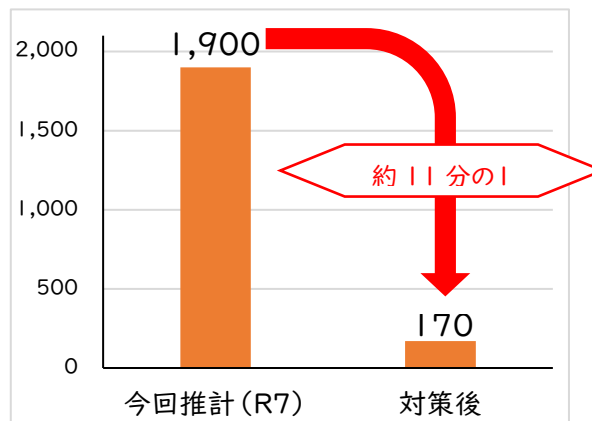
県内の住宅の耐震化率は、約 86%（令和 5 年現在）となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約 8 分の 1 に、それに伴う死者数は約 11 分の 1 に軽減される。

①揺れに対する建物の耐震化による 全壊棟数の軽減（棟）



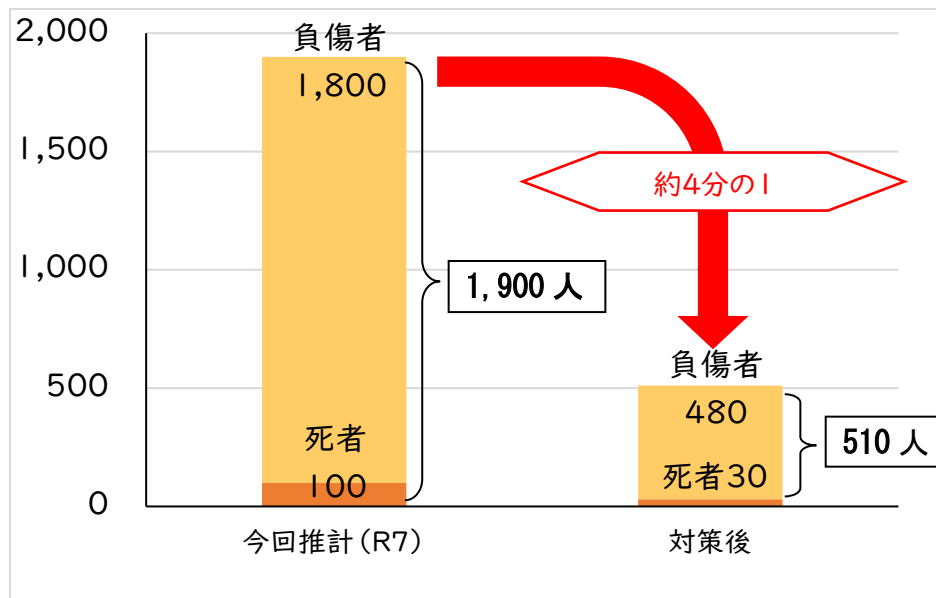
②揺れに対する建物の耐震化による 死者数の軽減（人）



② 屋内収容物の転倒・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約 17.9% (令和 6 年県政世論調査) となっている。この実施率を 100% にすることで、死傷者数は約 4 分の 1 に軽減される。

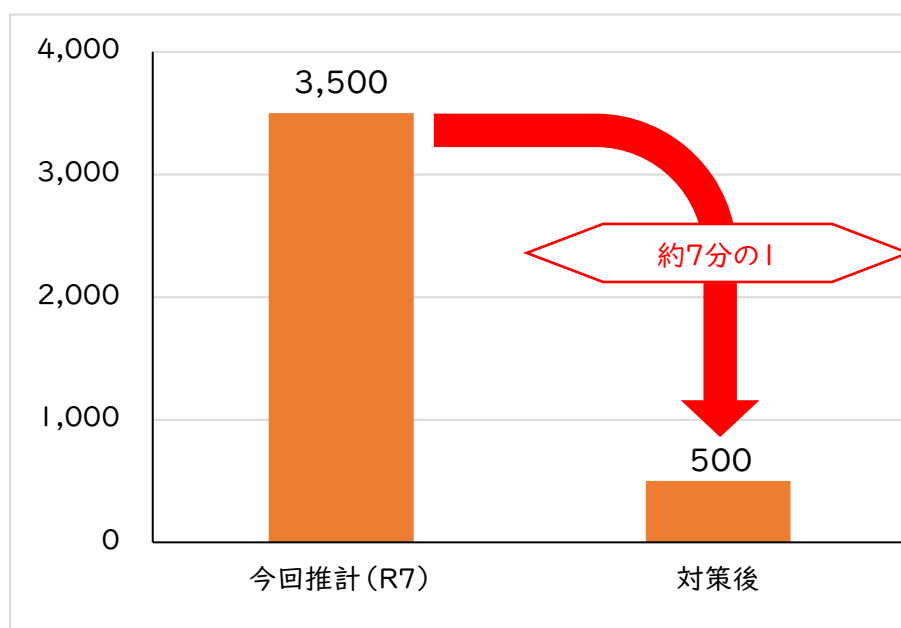
屋内収容物の転倒・落下防止対策による死傷者数の軽減 (人)



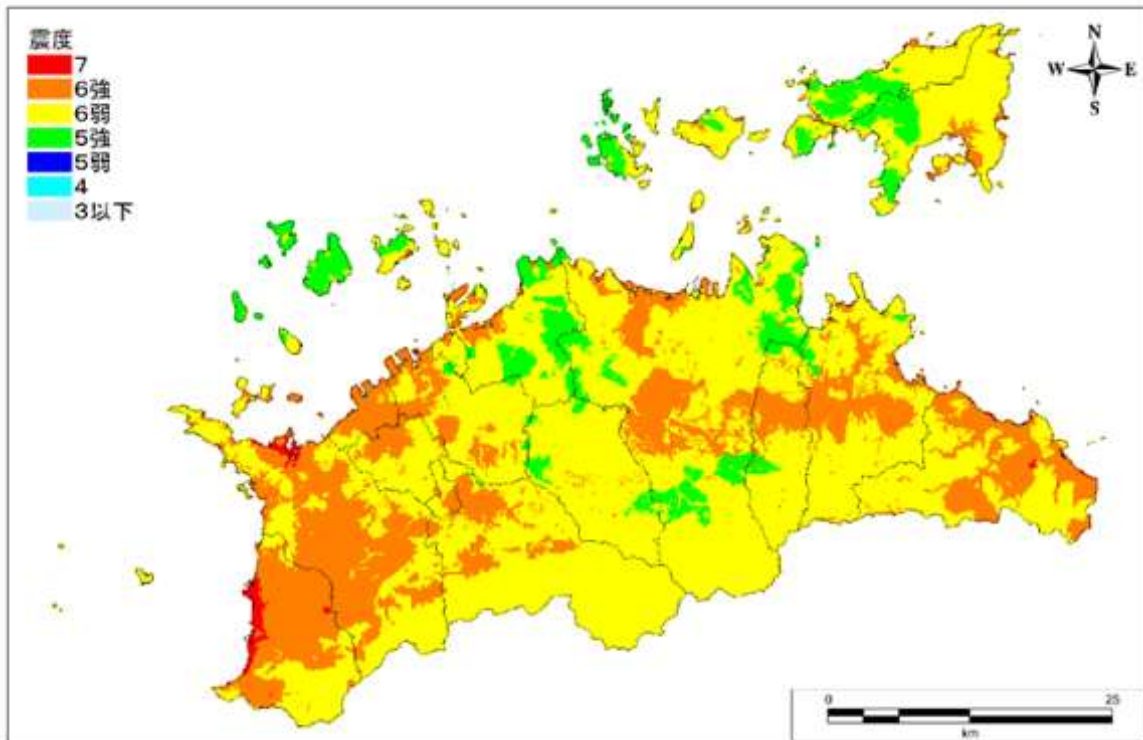
③ 津波避難の早期化

地震発生後、すぐに避難する県民が 100% になれば、死者数は、約 7 分の 1 に軽減される。

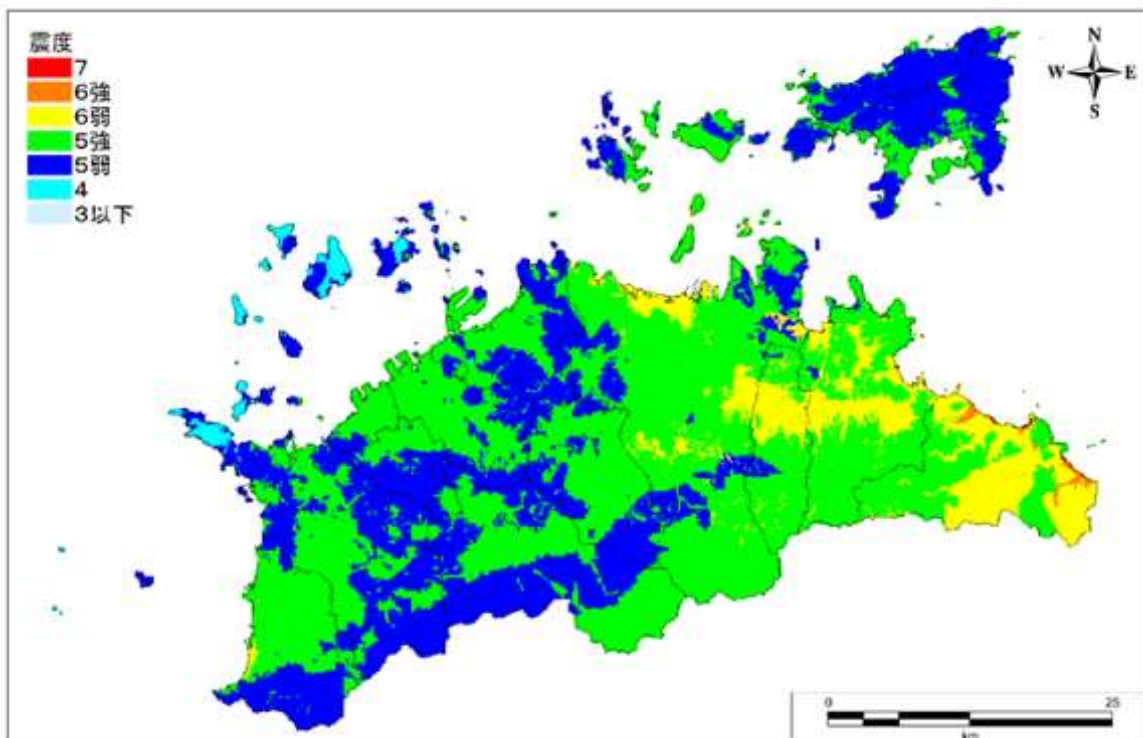
早期避難の実施及び建物の耐震化等による死者数の軽減 (人)



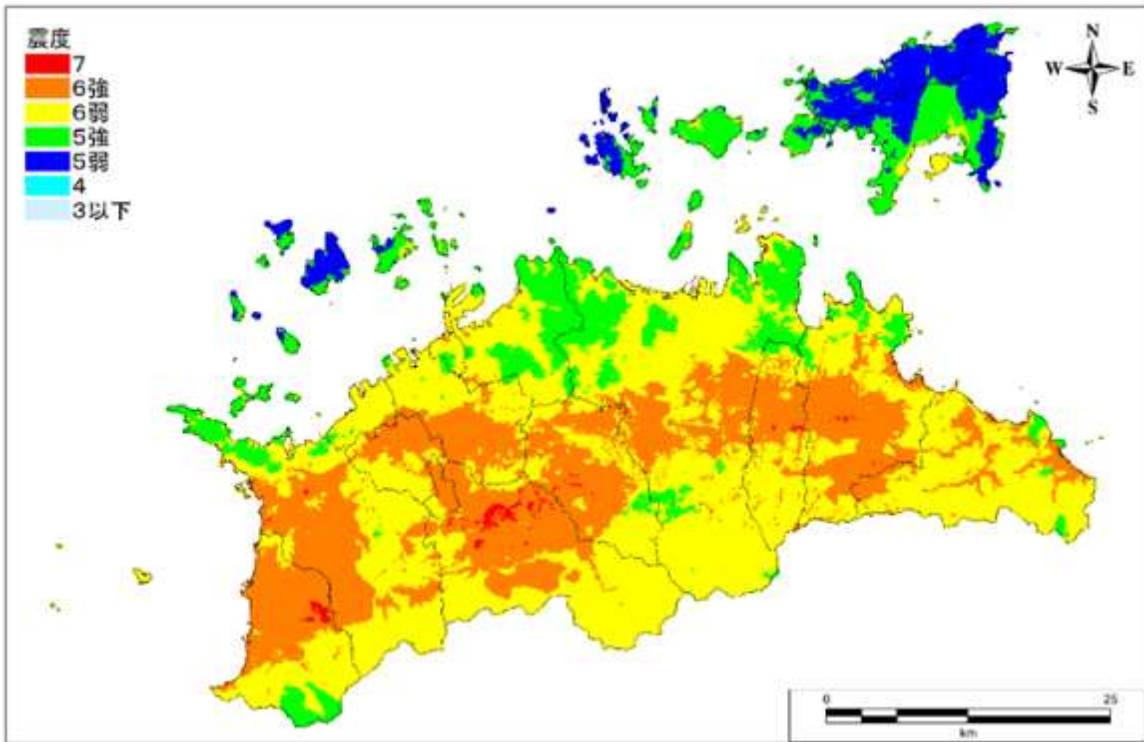
【震度分布図】 南海トラフの最大クラスの地震 (L2)



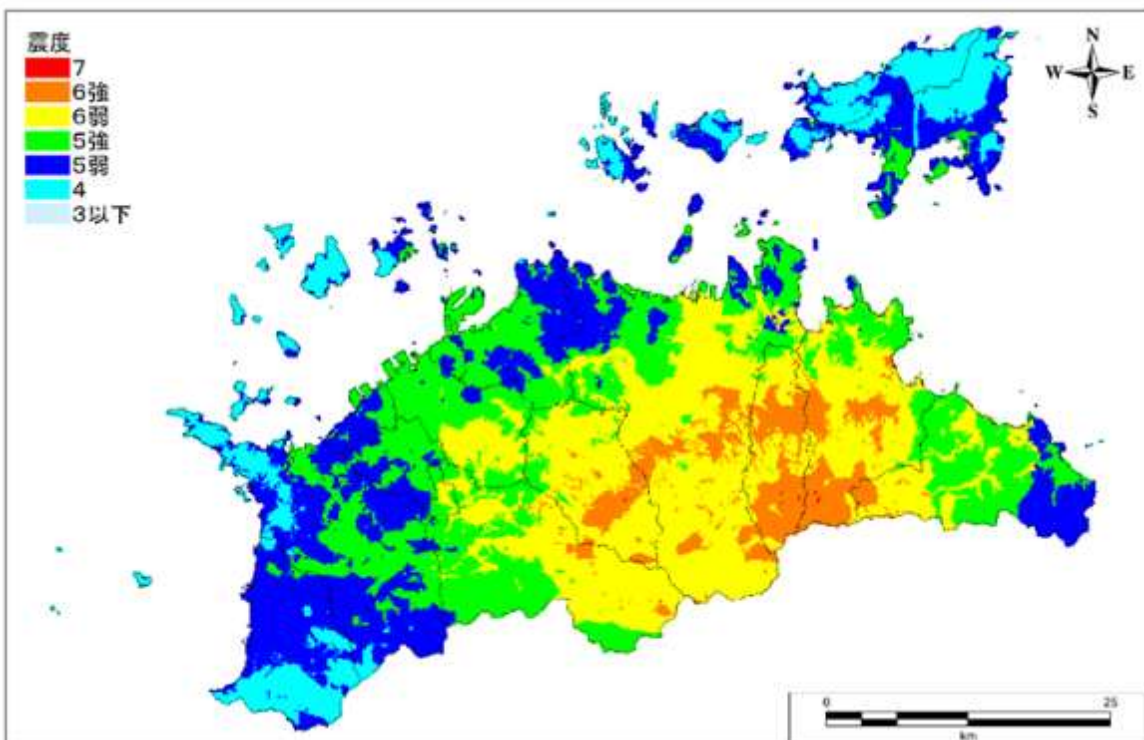
【震度分布図】 南海トラフの発生頻度の高い地震 (L1)



【震度分布図】 中央構造線断層帯で発生する地震

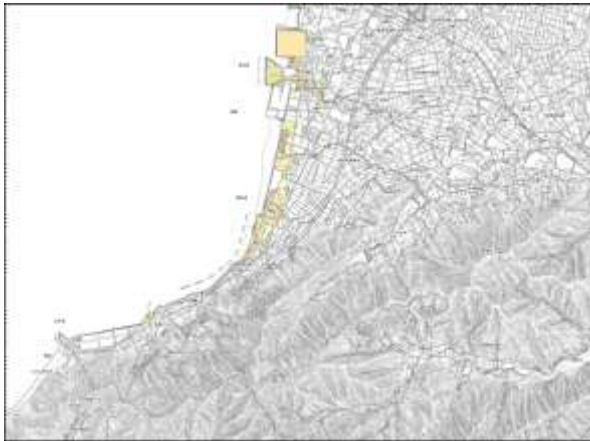


【震度分布図】 長尾断層帯で発生する地震



【津波浸水想定図(最大クラス)】

観音寺市①



観音寺市②・伊吹島



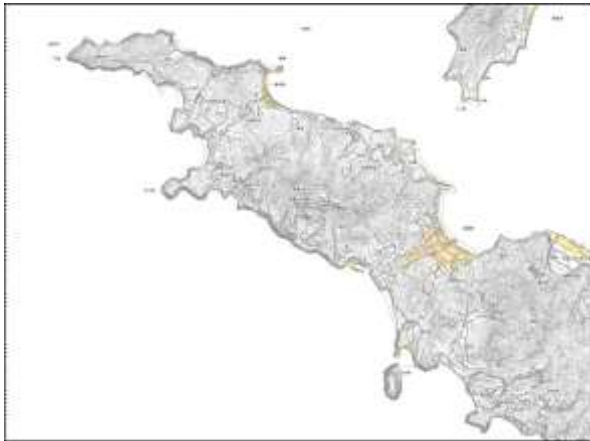
観音寺市③



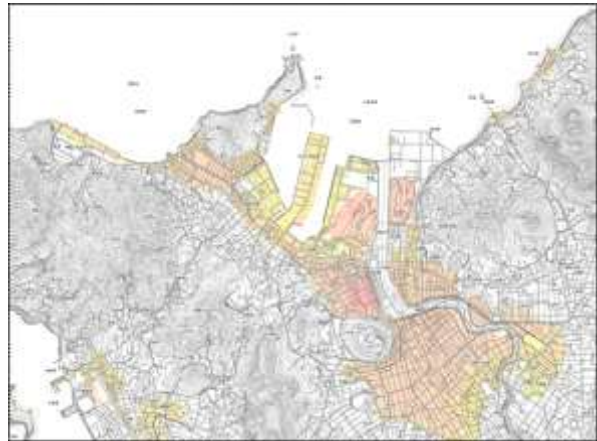
三豊市①



三豊市②



三豊市③

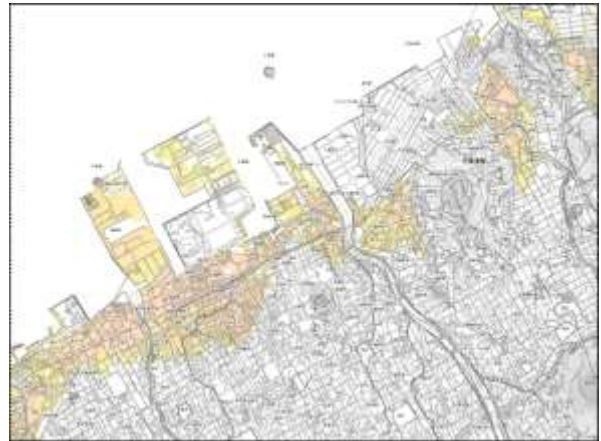


【津波浸水想定図(最大クラス)】

多度津町



丸亀市・宇多津町①



宇多津町②・坂出市①



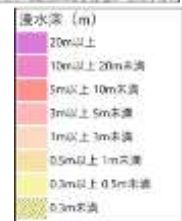
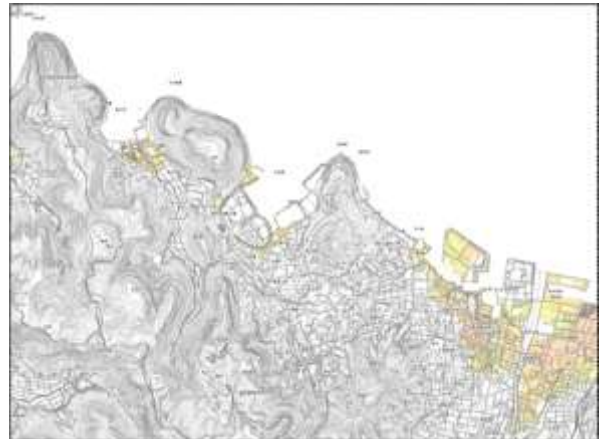
坂出市②



坂出市③



高松市①



【津波浸水想定図(最大クラス)】

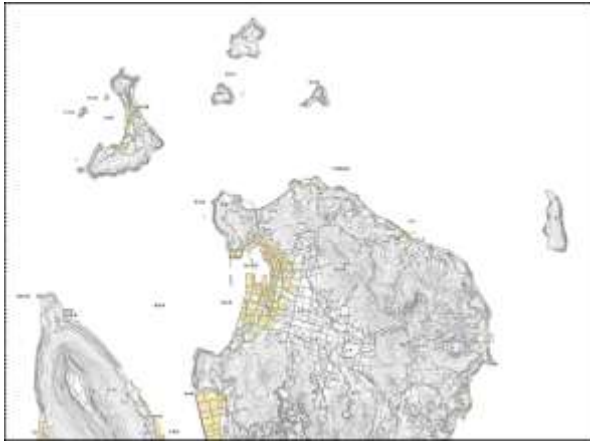
高松市②



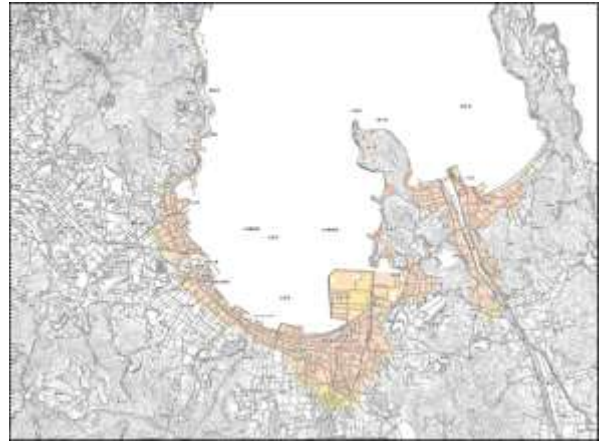
高松市③



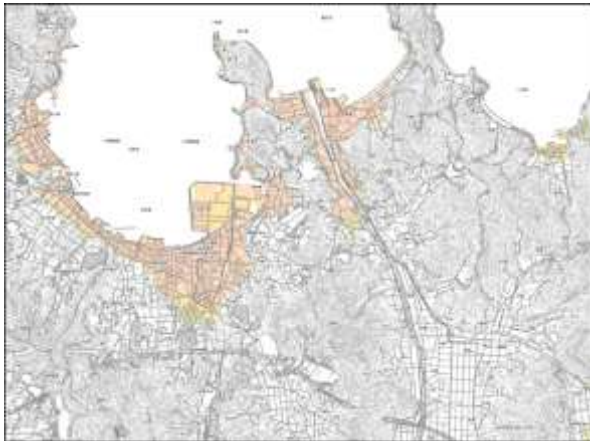
高松市④



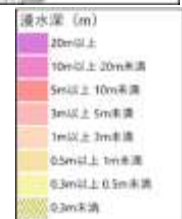
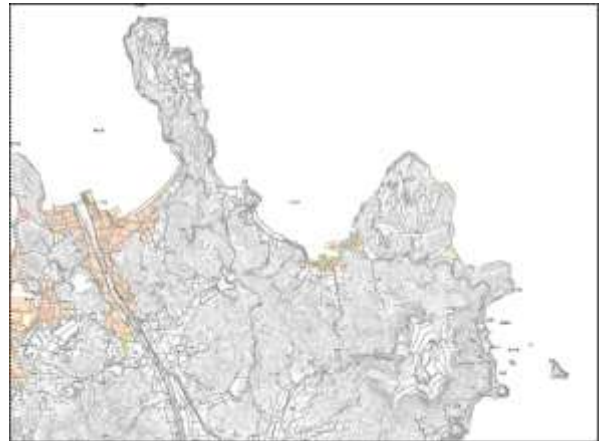
高松市⑤・さぬき市①



さぬき市②

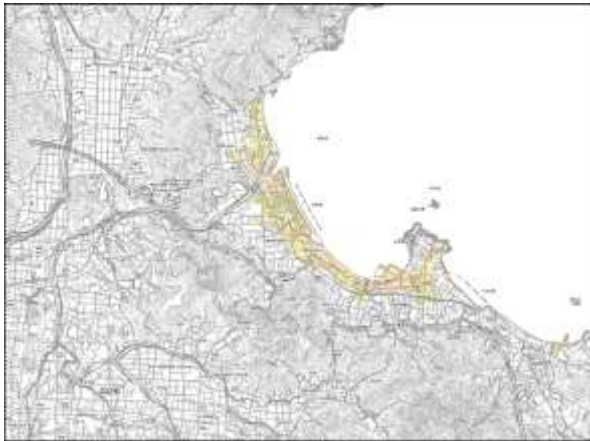


さぬき市③



【津波浸水想定図(最大クラス)】

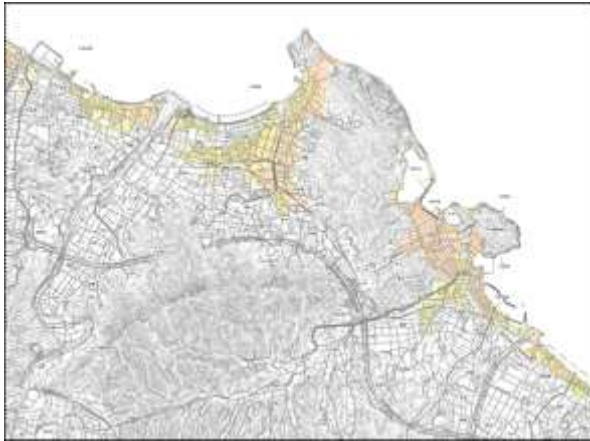
さぬき市④



東かがわ市①



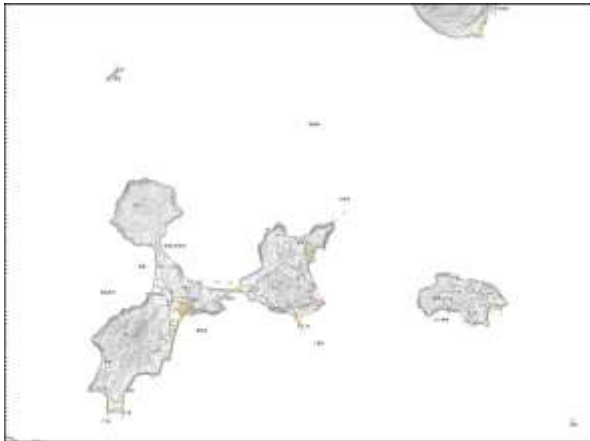
東かがわ市②



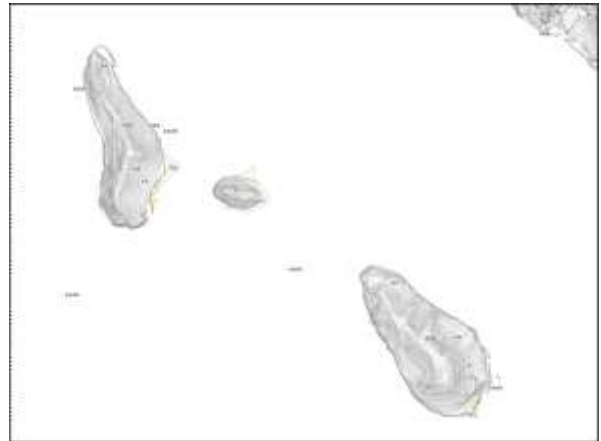
東かがわ市③



三豊市島嶼部

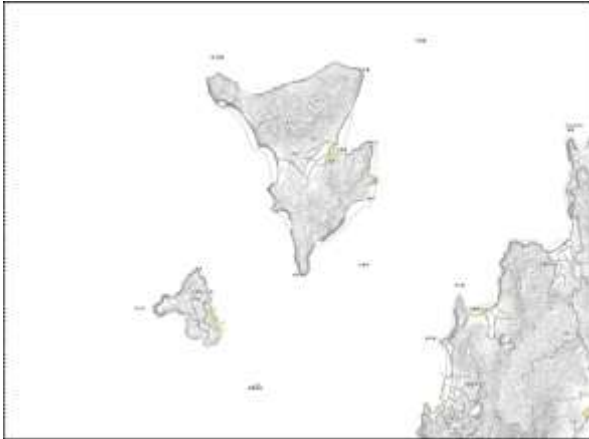


多度津町島嶼部

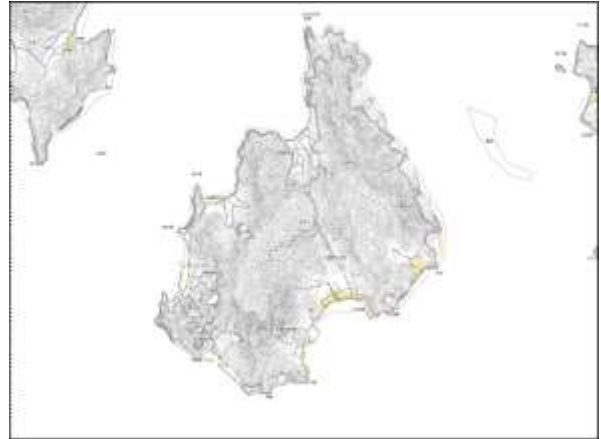


【津波浸水想定図(最大クラス)】

丸亀市島嶼部①



丸亀市島嶼部②



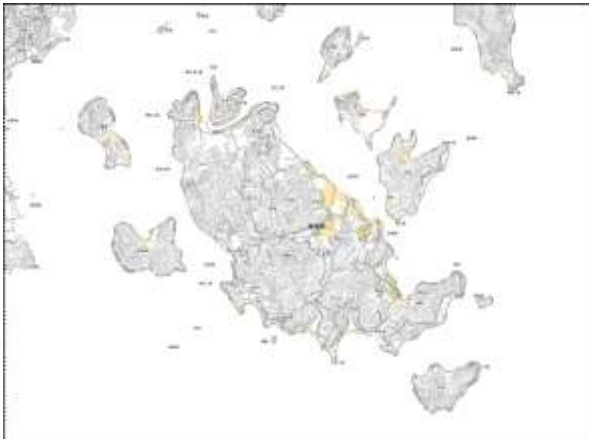
丸亀市島嶼部③



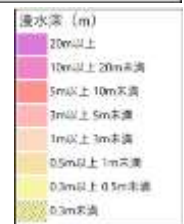
坂出市島嶼部



直島町①

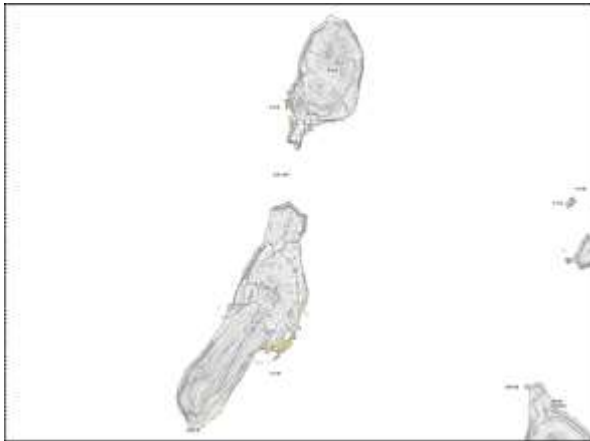


直島町②

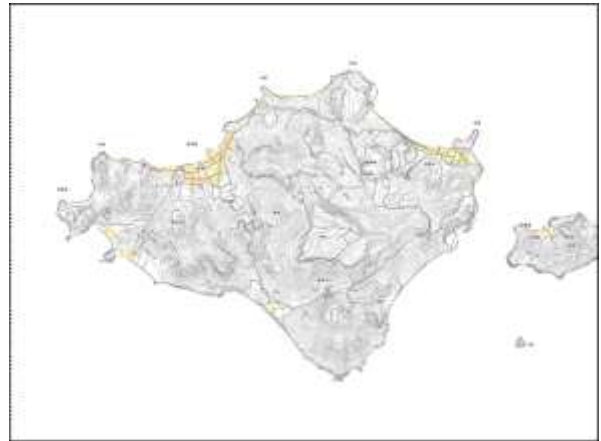


【津波浸水想定図(最大クラス)】

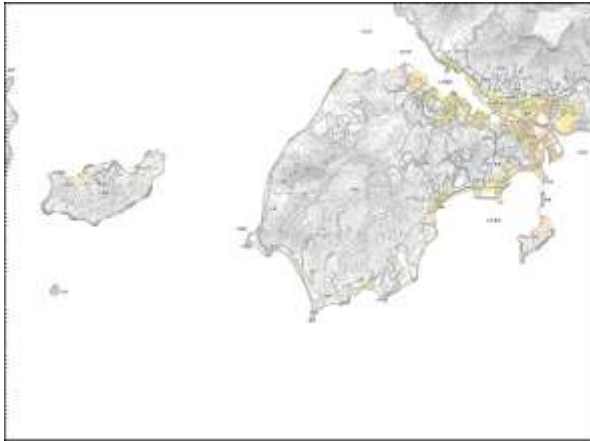
高松市島嶼部



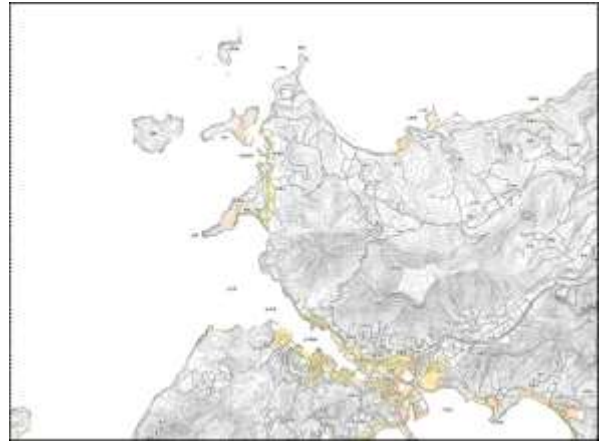
土庄町①



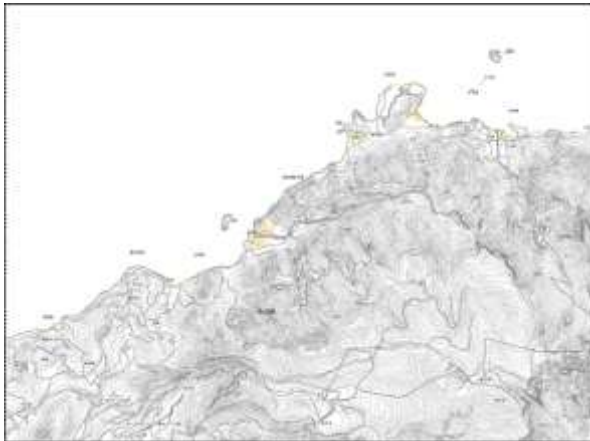
土庄町②



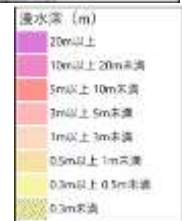
土庄町③



土庄町④



土庄町⑤・小豆島町①



【津波浸水想定図(最大クラス)】

小豆島町②



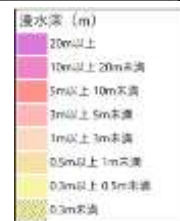
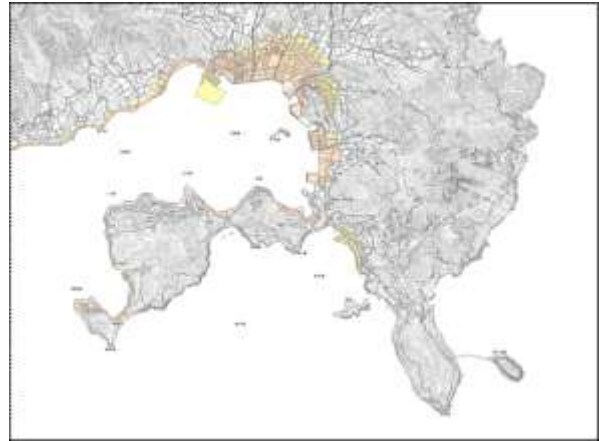
小豆島町③



小豆島町④

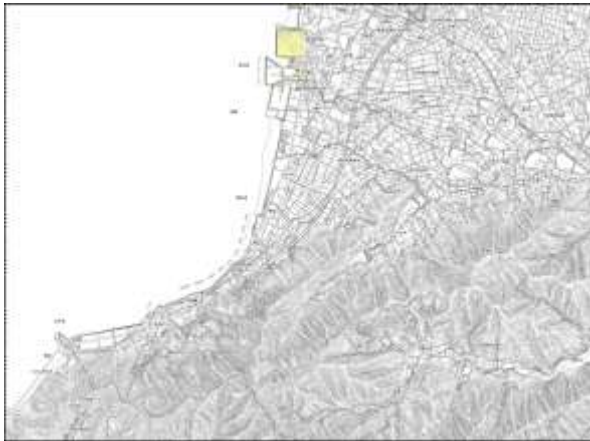


小豆島町⑤



【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

観音寺市①



観音寺市②・伊吹島



観音寺市③



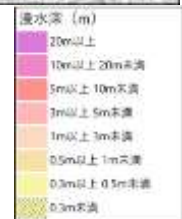
三豊市①



三豊市②



三豊市③



【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

多度津町



丸亀市・宇多津町①



宇多津町②・坂出市①



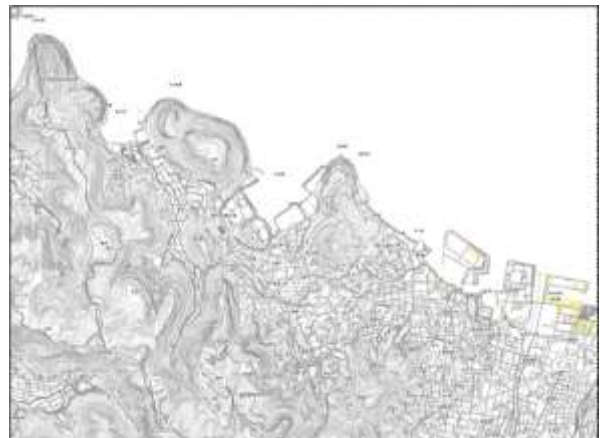
坂出市②



坂出市③



高松市①



【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

高松市②



高松市③



高松市④



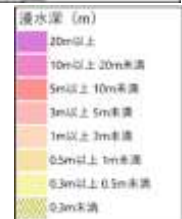
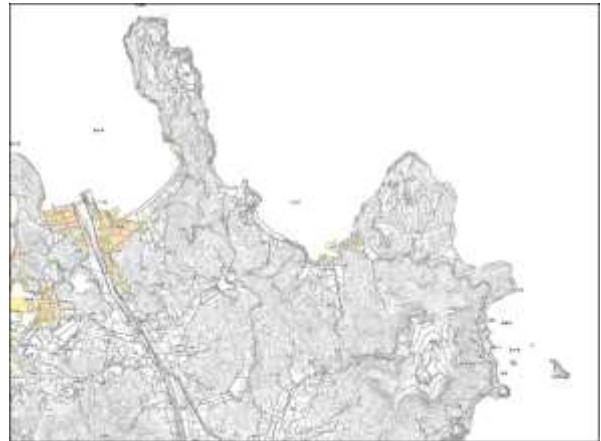
高松市⑤・さぬき市①



さぬき市②



さぬき市③

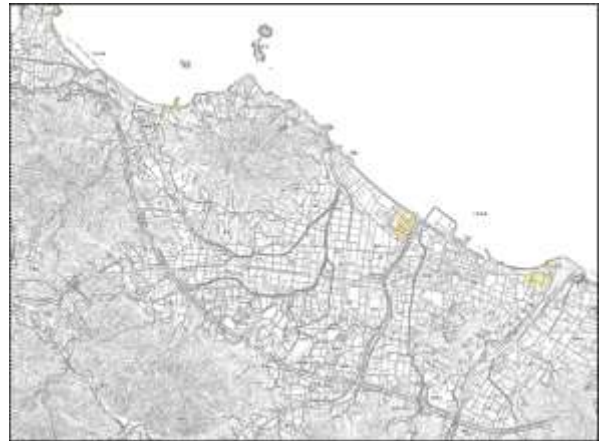


【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

さぬき市④



東かがわ市①



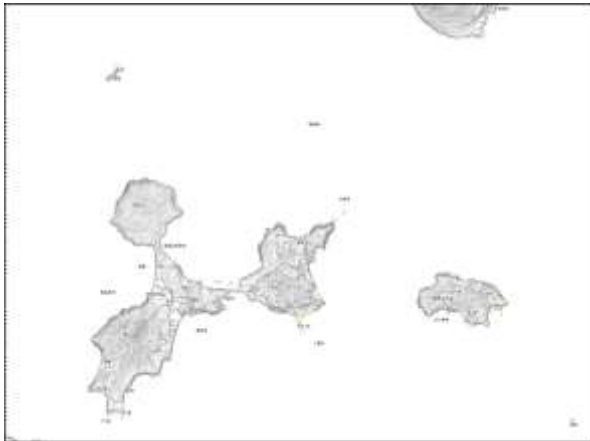
東かがわ市②



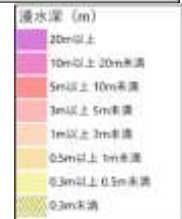
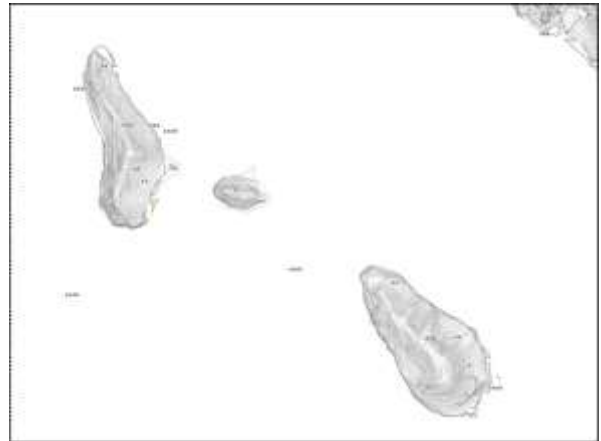
東かがわ市③



三豊市島嶼部

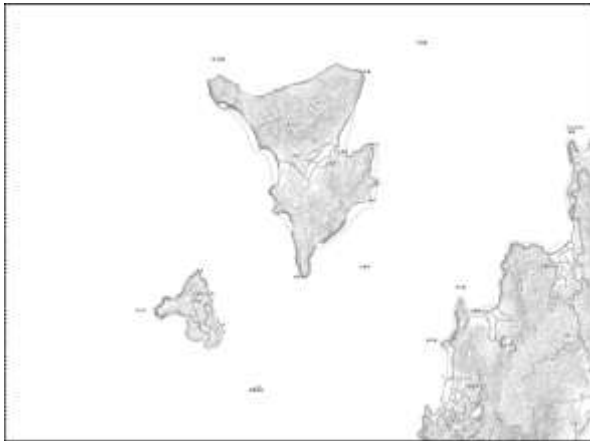


多度津町島嶼部

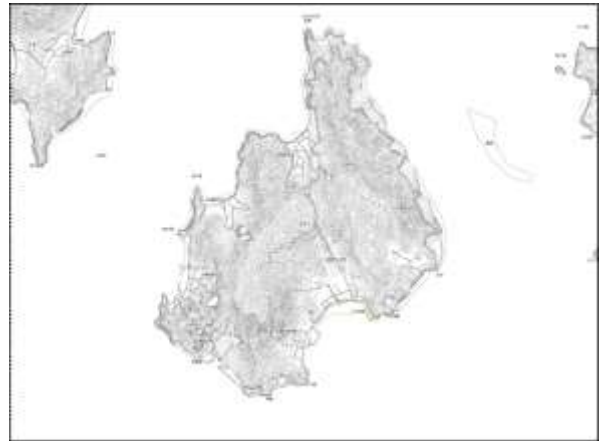


【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

丸亀市島嶼部①



丸亀市島嶼部②



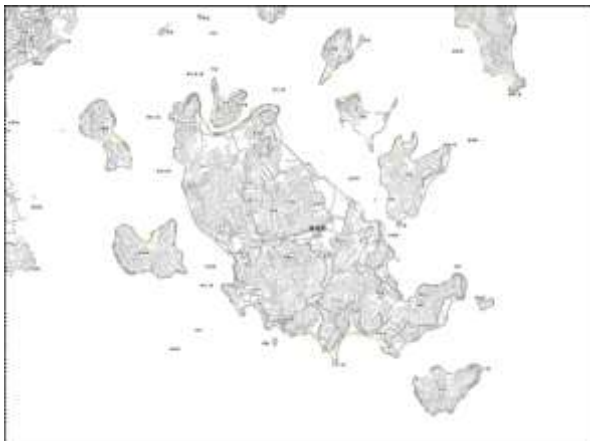
丸亀市島嶼部③



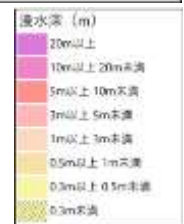
坂出市島嶼部



直島町①

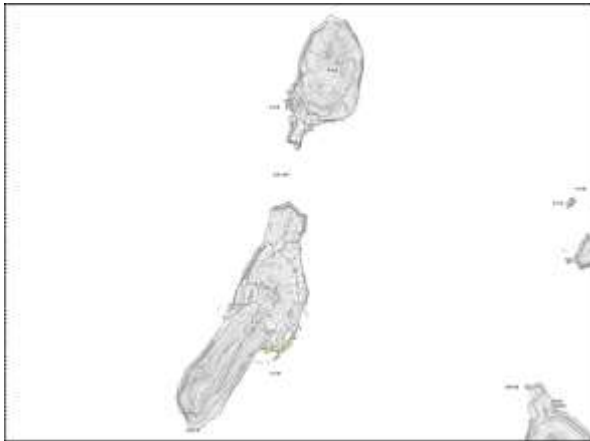


直島町②

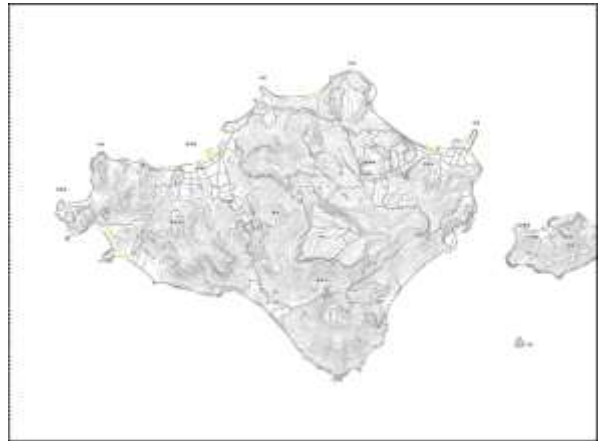


【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

高松市島嶼部



土庄町①



土庄町②



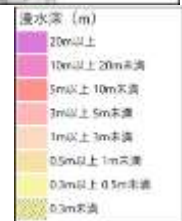
土庄町③



土庄町④



土庄町⑤・小豆島町①



【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

小豆島町②



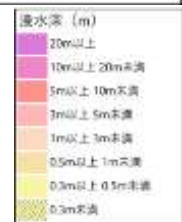
小豆島町③



小豆島町④



小豆島町⑤



第5節 地震・津波防災対策目標

1 目的

南海トラフ地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じるため、本県の地震・津波防災対策の目標と対策をとりまとめたものである。

また、こうした減災は、県民・市町・県の連携と協働があって、はじめて実現できるものであり、地震・津波防災対策におけるそれぞれの役割分担について、併せて整理を行った。

なお、この目標は、平成19年3月に策定したものであり、新しい知見、達成状況等に応じて、随時に見直すこととする。

2 背景

○ 大規模地震発生の切迫性

本県においては、南海トラフ、中央構造線断層帯、長尾断層帯を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、60～90%程度以上（令和8年1月1日現在）※と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

※ 発生確率の評価は、地震調査研究推進本部（R8.1）による。

○ 県民・市町・県の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、県民・市町・県が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。県も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進のため、県の防災対策の数値目標を定め公表することとしている（香川県防災対策基本条例第46条）。

3 位置づけ

この目標は、「地震防災対策の実施に関する目標」（地震防災対策特別措置法第1条の2）であり、「県の防災対策の数値目標」（香川県防災対策基本条例第46条）の地震・津波対策部分を構成するものである。

4 想定される被害と対応

本県において実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線断層帯、長尾断層帯の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定で記載したとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行う必要がある。

【強い揺れに対する備え】

- ・ 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生の主要因であり、出火・延焼、避難者発生の要因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の落下防止等の対策を講じる必要がある。

- ・ 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

- ・ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

- ・ 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

- ・ ため池の耐震化対策

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、決壊した場合の浸水想定区域内に防災活動の拠点となる施設や緊急輸送路が存在する防災上重要なため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備を行う必要がある。

- ・ 老朽ため池対策

ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。

- ・ ライフライン、公共施設の耐震化

県民生活の基礎となっている上下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

【津波に対する備え】

- ・ 津波ハザードマップの作成促進

津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップは不可欠であり、その作成を促進する必要がある。

- ・ 津波避難計画の作成促進

津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域ごとに避難計画を作成する必要がある。

- ・ 河川・海岸堤防等の整備

「香川県地震・津波被害想定調査報告書」では、「最大クラスの津波に比べて比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1 津波」が発生した場合、志度港及び須田（三豊市）で T. P. +3.1m の津波が予測されるなど、広範囲で甚大な浸水被害が発生すると想定されていることから、津波から県民の生命・財産を守るため、平成 27 年 3 月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（令和 6 年 3 月第 4 回変更）に基づき、優先度の高い箇所から計画的に整備を行う必要がある。

【地震・津波に強い地域づくり】

- ・ 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資の確保、建物の耐震化、家具の固定など）、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子供の

頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

- ・ 自主防災活動の促進・強化
避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。
- ・ 事業所と地域との連携
事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。
- ・ 避難行動要支援者への対応
高齢者、障害者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。
- ・ 複合災害への備え
南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

5 被害軽減の目標(減災目標)

今後5年間(令和12年度まで)で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

6 減災を実現するための目標と対策

本県の地域特性を踏まえ、人的・物的被害の軽減につながる具体目標(数値目標又は定性目標)と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

I 強い揺れへの備え

◇ 建築物・住宅の耐震化

- 住宅の耐震化率を令和12年までに92%にする。(令和5年86%)
 - ・ 市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進(土木部)
- 家具、給湯設備、自動販売機の転倒、ブロック塀等の倒壊、窓ガラス等の落下・飛散等を防止する。
 - ・ 市町等と連携して、家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進(危機管理総局、土木部)

◇ ライフライン、公共施設の耐震化

- 県内水道施設(基幹的な水道管)の耐震管率を令和9年度までに36.3%にする。(令和5年度末25.6%)
 - ・ 水道事業者(香川県広域水道企業団及び直島町をいう。以下同じ。)による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進(政策部)
- 下水道施設の耐震化を促進する。
 - ・ 中讃流域下水道において、下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率 90.6%(R5)→94.7%(R11)(土木部)
 - ・ 中讃流域下水道において、下水道の急所施設である下水処理場の耐震化完了率 0%(R5)→100%(R11)(土木部)
- 発災後の緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路沿いの建築物等の耐震化や無電柱化を促進する。(土木部)
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率を令和12年度までに100%にする。(令和6年97.5%)
 - ・ 市町と連携して避難所等に利用される社会福祉施設、文教施設、庁舎、体育館などの耐震

化促進（危機管理総局、総務部）

◇ 土砂災害の防止

- ハザードマップ（土砂災害）を整備する。
 - ・ 市町による土砂災害のハザードマップの作成を支援（環境森林部、土木部）
- 民有林の山地災害危険地区における治山施設を令和12年度までに75箇所整備する。
 - ・ 森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備（環境森林部）
- 避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なものとして、令和12年度までに、砂防設備13箇所、急傾斜地崩壊防止施設2箇所を整備する。
 - ・ 保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（土石流）における砂防施設の整備率 24.6%（R6）→25.3%（R12）（土木部）
 - ・ 保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）における急傾斜地崩壊防止施設の整備率 29.7%（R6）→30%（R12）（土木部）
- 令和12年度までに377箇所の防災重点農業用ため池の防災対策を目指す。（令和6年度末44箇所）
 - ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部）
- 液状化災害を予防する。
 - ・ 液状化危険度予測図の周知（危機管理総局）
- 盛土等に伴う災害を予防する。
 - ・ 盛土等に伴う災害を防止するための既存盛土等基礎調査を実施（土木部）

◇ 火災対策

- 大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図る。
 - ・ 市町等と連携して、感震ブレーカー等の普及啓発を実施（危機管理総局）
- 消防団の充実強化
 - ・ 企業における消防団活動への理解や従業員の消防団加入を促進（危機管理総局）
- 緊急消防援助隊の充実
 - ・ 緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）の整備（危機管理総局）
 - ・ 航空消防防災体制の充実のため、航空小隊に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備（危機管理総局）

II 津波に対する備え

◇ 津波避難対策

- 沿岸を有する市町において、津波避難計画に関する取組みの充実を図る。
 - ・ 市町津波避難計画の見直しを支援（危機管理総局）
- 沿岸を有する市町において、津波ハザードマップに関する取組みの充実を図る。
 - ・ 津波浸水想定図の周知、市町による津波ハザードマップ作成を支援（危機管理総局）

◇ 河川・海岸堤防の整備

- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行う。
 - ・ 地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅡ期計画延長に対する整備率 8.0%（R7）→60.0%（R12）（農政水産部、土木部）

III 地震・津波に強い地域づくり

◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

- 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち災害に対する備えを行う。
 - ・ 防災啓発パンフレットを作成、配布等（危機管理総局）
 - ・ ハザードマップ（津波、高潮、洪水、土砂災害）の作成を促進（危機管理総局、土木部、環境森林部）
 - ・ 学校における防災教育を推進（危機管理総局、教育委員会）
 - ・ 自治会等へ県職員が訪問し防災対策を説明する県政出前懇談会を開催（危機管理総局）
 - ・ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターを運営（危機管理総局）
- 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和12年度までに150,000件にする。（令和6年度末83,255件）
 - ・ 県民の早期の避難などを図るため、登録を促進（危機管理総局）
- ◇ 自主防災活動の促進・強化
 - 自主防災組織の活動カバー率を令和8年度までに100%にする。（令和7年4月1日現在97.4%）
 - ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に係る市町事業を支援（危機管理総局）
 - ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催（危機管理総局）
 - NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和12年度までに6,100人にする。（令和7年11月末現在4,531人）
 - ・ 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成（危機管理総局）
 - ・ 防災士養成講座に県職員を講師として派遣（危機管理総局）
 - 地区防災計画の策定カバー率を令和7年度までに60%にする。（令和5年度末44.5%）
 - ・ 「地区防災計画策定の手引き」の作成やアドバイザー派遣等による策定支援（危機管理総局）
 - ・ 地区防災計画策定に係る費用の一部を補助（危機管理総局）
- ◇ 事業所と地域との連携
 - 事業所と地域の連携を深める。
 - ・ 大規模小売店舗等の地域貢献活動を検討（商工労働部）
- ◇ 避難行動要支援者への対応
 - 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。
 - ・ 市町による個別避難計画作成を支援（危機管理総局、健康福祉部）
- ◇ 複合災害の防止
 - 土砂災害の防止（再掲）
 - 海岸保全設備の整備（再掲）
- ◇ 避難者への対応
 - 避難所等の生活環境を整備する。
 - ・ 市町が避難所等の良好な生活環境を確保するための災害用物資や資機材の整備に係る費用の一部を補助（危機管理総局）
- ◇ 備蓄物資の充実、物資の情報管理体制の整備
 - 想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して、必要となる備蓄量を推計し、令和10年度までに確保する。
 - ・ 新物資システム（B-PLo）を活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握（危機管理総局）

7 県民・市町・県の役割分担と連携による地震・津波防災の取組み

【住民等】

（住民）

- 地域の危険度を知り、自助の備えをしておく。
 - ・ 地震、津波の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
 - ・ 住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
 - ・ 初期消火に必要な用具の準備
 - ・ 情報収集手段（ラジオ等）の準備
 - ・ 最低3日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
 - ・ 家族間での情報の共有と確認（指定緊急避難場所・指定避難所、連絡方法等）
 - ・ 自主防災組織の結成
 - ・ 防災訓練への参加

（自主防災組織等）

- 自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。
 - ・ 地理的状況を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
 - ・ 災害の態様に応じた安全な指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法等の確認
 - ・ 避難行動要支援者の把握
 - ・ 地域住民の間での情報の共有と確認
 - ・ 防災訓練の実施
 - ・ 市町との連携強化

【市町】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施
 - ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発
 - ・ 住民の防災意識の啓発・高揚
 - ・ 学校での防災教育の推進
 - ・ 災害危険情報の提供
 - ・ ハザードマップの作成・普及
 - ・ 自主防災組織の結成促進
- 情報の収集・伝達（主として住民へ）体制の整備
 - ・ 災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
 - ・ 市町防災行政無線システム等の整備充実
- 避難対策の整備
 - ・ 要配慮者（独り暮らし、高齢世帯、障害者等）も含めた住民の確実な避難計画・津波避難計画の作成
 - ・ 避難すべき区域や避難指示の判断基準の作成
 - ・ 災害の態様及び要配慮者の実情に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
 - ・ 住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
 - ・ 避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有
- 救助対策の整備
 - ・ 食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備

- ・ 救護病院の指定など医療救護体制の整備
- ・ 救助用資機材等の整備充実
- ・ 消防力の充実強化
- ・ 他市町との連携・協定
- 公共施設の点検・整備
 - ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

【県】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施
 - ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」や市町の災害予防対策を促すための情報提供と啓発
 - ・ 災害の特性や住民がとるべき行動についての啓発資材・教材の作成
 - ・ 県政出前懇談会の実施
 - ・ 住宅耐震化に係る県民向けセミナーや技術者向け講習会の開催
 - ・ 災害体験施設の提供（防災センター）
 - ・ 災害危険情報の提供（津波浸水予測図や地すべり危険箇所の公表、土砂災害警戒区域等の指定）
 - ・ 自主防災組織の結成促進の支援や自主防災組織リーダーの育成
- 災害時の情報の収集・伝達（主として市町への）体制の整備
 - ・ 県防災行政無線システム、防災情報システム、震度情報システム、ヘリテレ情報システム等の整備充実
 - ・ 防災ヘリの整備充実
- 避難対策の整備についての市町への指導・支援
 - ・ 津波避難計画策定指針の作成
 - ・ 災害時の情報伝達手段の整備支援（県防災情報システムの構築）
- 広域救助対策の整備と、市町への指導・支援
 - ・ 備蓄対策の全体調整と補完備蓄
 - ・ 広域救護病院の指定や医薬品等の確保体制など医療救護体制の整備
 - ・ 警察救出救助用資機材等の整備充実
 - ・ 緊急輸送路（道路、港湾、空港等）の指定
 - ・ 関係業界・団体との協力協定
 - ・ 市町間の応援調整
 - ・ 自衛隊との派遣協定、他県との広域連携協定
 - ・ 防災ヘリの整備充実
- 災害に備えた公共施設の点検・整備
 - ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

[参考資料]

17-13 地震防災緊急事業五箇年計画

第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針等

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、県は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、こうした特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

県及び市町は、県内のすべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組みが促進されるよう留意するものとする。

また、県、市町等は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努めるものとする。特に、津波浸水予測地域の住民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮するものとする。

1 津波への対応

県で実施した津波被害想定調査の結果、瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川県沿岸でも被害が発生する可能性がある。

このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

2 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

3 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、県や防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

4 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。

つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生するなどのおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針等

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

(1) 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

(2) 整備方針

- ① 施設等の整備に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施するものとする。
- ② 当該計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

(3) 整備目標

◇ 施設の整備等についての目標

① 避難場所

- 市町は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。
- 市町は、南海トラフ地震（最大クラス）の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- 市町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。
- 市町は、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

② 避難経路

- 県は、計画期間内での事業実施の可能性に配慮しながら、避難経路を整備するよう努める。
- 市町は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

③ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

- 県は、中山間地域総合整備事業で計画している農業集落道を令和7年度までに14路線整備する。

- 市町は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。
- ④ **老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物**
 - 市町は、市街地にある不良住宅や密集市街地の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。
- ⑤ **緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設**
 - 県は、緊急輸送を確保するために必要な道路として、令和3年度から令和7年度までの間に11路線の整備を進める。
 - 県は、災害応急対策活動に必要な橋梁耐震化対策として、令和3年度から令和7年度までの間に3箇所整備する。
 - 県は、道路防災点検の結果による要対策箇所のうち、計画期間内での事業実施の可能性に配慮し、緊急性の高い箇所から整備する。
 - 県は、緊急輸送を確保するために必要な交通管制施設について、令和7年度までに自動起動式信号機電源付加装置を10基整備する。
 - 市町は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。
- ⑥ **共同溝、電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設**
 - 県は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を、令和3年度から令和7年度までの間に6箇所整備する。市町は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を整備するよう努める。
- ⑦ **津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設**
 - 県及び市町は、海岸保全施設・河川管理施設について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う。
- ⑧ **砂防設備、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの**
 - 県は、避難経路や緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家の地震防災上必要なものとして、治山ダム等の保安施設を令和7年度までに75箇所整備する。
 - 県は、避難経路、緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家の地震防災上必要なものとして、令和7年度までに、砂防設備10箇所、急傾斜地崩壊防止施設2箇所を整備する。
- ⑨ **農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの**
 - 貯水量10万m³未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備の早期完了を目指す。
- ⑩ **地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点**
 - 市町は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて、早期に耐震化を図るよう努める。
- ⑪ **地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必**

要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

- 市町は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の指定避難所の特性を考慮し、市町が必要と判断する井戸を整備するよう努める。
 - 水道事業者は、応急給水拠点となる配水池等の浄水貯水施設を整備するとともに、耐震化を図るよう努める。
 - 市町は、小・中学校において、浄水機能を有する水泳プールの設置校数の増加に努める。
 - 県及び市町は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより確保した非常用食糧の備蓄スペースの維持管理に努める。
- ⑫ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- 県及び市町は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより確保した救助用資機材その他の物資の備蓄スペースの維持管理に努める。
- ⑬ 地震災害時において負傷者を一時的に收容し、及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 県及び市町は、南海トラフ地震の発生に備えて整備した応急的な措置に必要な設備や資機材の維持管理に努める。
- ⑭ 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
- 県は、坂出市番の州周辺の緩衝緑地について、適切に維持管理を行う。

◇ 地震防災上改築又は補強を要するものについての目標

① 公的医療機関

- 県及び市町は、公的医療機関（公的病院及び公的診療所〈有床〉）の耐震化率を令和7年度までに100%とする。

② 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療・夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院

- 県及び市町は、第二次救急医療機関の耐震化率を令和7年度までに100%とする。

③ 社会福祉施設

- 県及び市町は、社会福祉施設の耐震化を進め、できるだけ早い時期に100%を達成できるよう、必要に応じて国庫補助制度に関する助言等を行う。

④ その他不特定多数の者が利用する公的建造物

- 県及び市町は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【情報の種類とその発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合 又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等 を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合にお ける調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情 報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨 や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があ る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

発生時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内(※1)でマグニチュード6.8以上(※2)の地震(※3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化(※4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(※3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲(下図)



※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、

地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを 1~3 として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル 1：平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1~2 回現れる程度の値に設定。

レベル 2：レベル 1 の 1.5~1.8 倍に設定。

レベル 3：レベル 1 の 2 倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30~40km）では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日~1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施できるよう、県及び市町は、臨時情報が発表された場合、社会的混乱防止や冷静な行動促進を含め、同情報を迅速かつ確実に伝達・提供する必要がある。

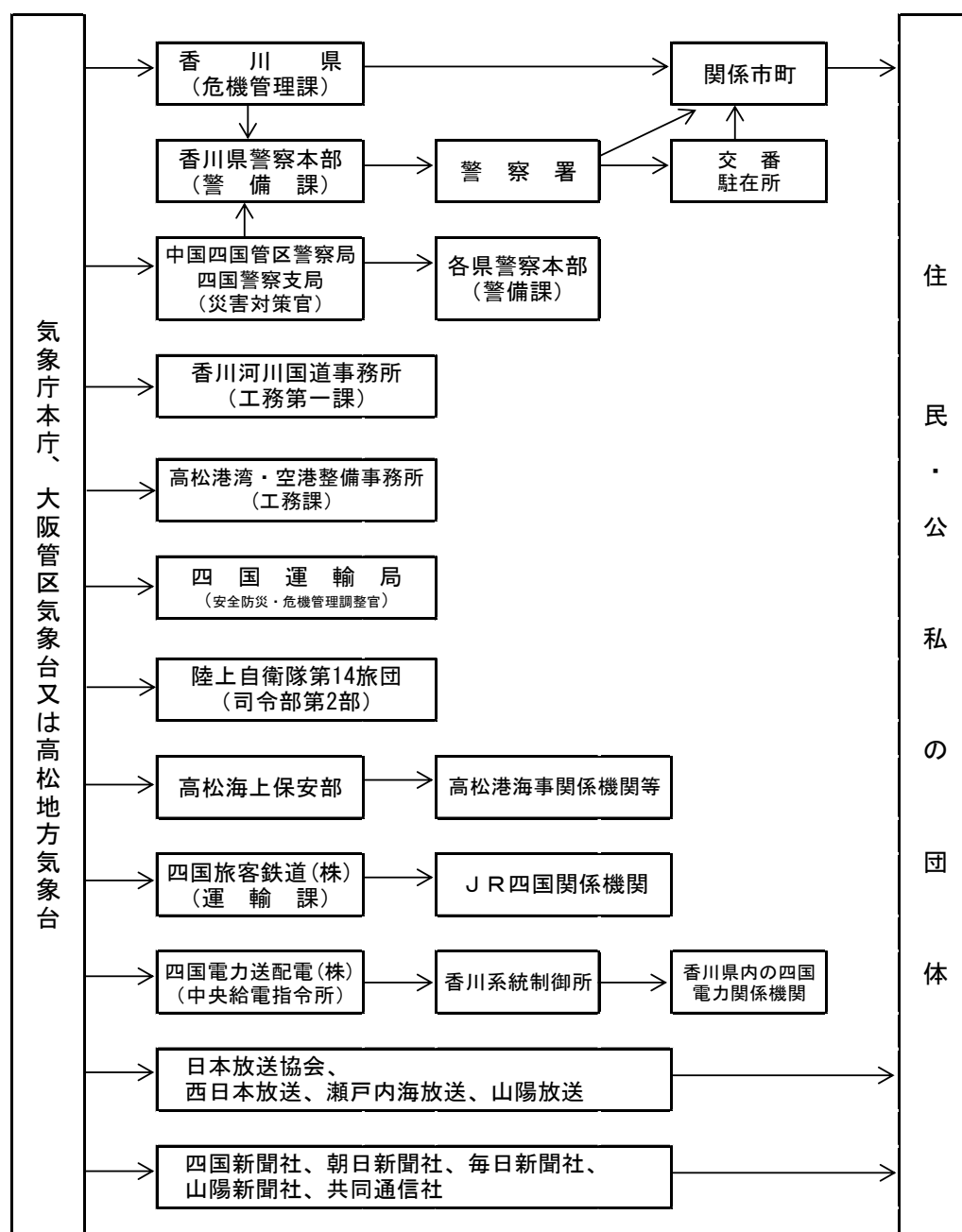
県は、市町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、防災アプリ等の SNS の活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

市町は、防災行政無線や有線放送、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、県、市町及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



3 情報収集・連絡体制

県、市町及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部局で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

県、市町及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 住民等の防災対応

(1) 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方にに基づき、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することが重要である。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

(イ) 日頃からの地震への備えの再確認等

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

(ロ) 後発地震に備えた事前避難

a 事前避難を検討する対象地域

「香川県地震・津波被害想定」では、津波による 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域はないものの、地震発生直後に、河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により、30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域が存在する。

津波に限らず、30cm 以上の浸水で、人が歩いて避難することが困難となることから、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域を事前避難を検討する対象地域とする。

b 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

c 事前避難の期間

1 週間を基本とする。

d 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

半割れケース（南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生）では、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報

の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。

上記 a～c の考え方に基づき、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

e 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1 週間を基本とした避難生活が可能ない施設を選定する。

電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日常生活を送りつつ、日頃からの地震への備えの再確認や「特別な備え」（すぐに避難できる態勢の維持や非常持出品の常時携帯）を行うとともに、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。なお、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるのは、大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった状況であるため、必要な対策を実施し、冷静に行動することが重要である。

このため、県及び市町は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

(2) 事業者の防災対応

ア 事前の備え

BCP（事業継続計画）を未策定の事業者は速やかに策定を進めるとともに、県や市町、関係機関が提供する支援制度や参考資料を活用し、防災対応力の強化を図るとともに、自社の防災対応について地域住民や利用者等に事前に周知し、臨時情報発表時に取るべき対応を訓練を通じて従業員に理解させることが重要であることから、訓練結果を踏まえ計画を見直し、実効性の向上に努める。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）と南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に共通する対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、県内の事業者は、従業員等の安全確保を最優先に、事業継続の観点も考慮し、以下の防災対応を検討・実施することに努める。なお、具体的な防災対応を検討するに当たっては、個々の事業者等の業種の違いや実情について留意する。

- ・ 南海トラフ地震に関する自社BCP（事業継続計画）を確認し、自社の脆弱性を把握する。
- ・ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の行政からの避難指示等の発令状況、高齢者等事前避難対象地域など、事業所、取引先企業、顧客企業等の周辺地域の防災関連情報を確認する。
- ・ 日頃からの地震への備えの再確認、特別な備えを行う等、適切な防災対応を実施する。
- ・ 避難計画・誘導體制等の再確認を実施する。
- ・ 従業員等への速やかな情報伝達を行い、冷静な行動を促す。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、以下の対応を検討・実施する。

- ・ BCP（事業継続計画）の内容を速やかに確認し、施設・設備等の点検、従業員等の安全確保を実施する。特に、不特定多数が利用する施設、危険物を取り扱う施設等を管理・運営する事業者は、施設及び設備等の点検を確実に実施する。
- ・ 防災対応を円滑かつ的確に実施するため、必要な要員の確保や必要に応じて指揮機能を持った組織の設置に努める。
- ・ 後発地震発生時の被害軽減や早期復旧のため、個々の事業者等の状況に応じて、輸送ルートの変更、重要データのバックアップ、荷物の平積み、サプライチェーンの代替体制の事前準備、在庫の増産や原材料、部品の積み増し、作業の中断準備など、具体的な警戒措置を検討・実施する。
- ・ ライフライン事業者は、関係機関と連携し、サービス提供体制の維持に努める。

(ア) 高齢者等事前避難対象地域に位置する事業者等

- ・ 市町から避難指示や高齢者等避難が発令された場合は、避難に時間を要する従業員、利用者等を避難させる等の措置を実施する。
- ・ 臨時情報発表後の1週間を基本とする期間において、企業活動を効率的に継続するため、必要な人員の再配置、代替人員や取引先の確保等の措置を検討する。
- ・ 生命の安全確保を最優先に、必要に応じて事業所の運営・業務の一時停止等を検討する。

エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

この防災対応を踏まえ、従業員や施設利用者が直ちに避難できる体制とった上で、社会経済活動を継続することを基本とした防災対応を検討する。

(3) 県・市町の防災対応

ア 避難所の運営等

1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、市町や地域住民、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討しておく。その際、ライフラインは通常稼働前提で、必要物資は各自が確保することを基本とする。

また、市町は、要配慮者が避難をためらうことがないように、避難所における生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿の適切な更新及び個別避難計画の作成をあらかじめ推進する。

イ 事前避難対象地域・対象者等の設定と支援

市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際、地震が発生してからの避難では住民の身体に危険が及ぶおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

- ・ 事前避難を検討する対象地域は、浸水深 30cm 以上が 30 分以内に予測されるとし、事前避難対象者は要配慮者を基本として事前避難を検討する。
- ・ 事前避難の期間は原則 1 週間とし、避難所は安全性や設備状況を踏まえ、避難生活が可能な施設を選定する。
- ・ 高齢者等事前避難対象地域に対しては、津波警報解除後に「高齢者等避難」を発令し、要配慮者の避難継続を支援する。
- ・ 事前避難を検討する対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、浸水到達時間、避難距離、移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市町は地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。

6 消防機関等の活動

市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7 警察の活動

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 不法事案等の予防及び取締り
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保の

ための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

10 交通

(1) 道路

県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通規制等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。なお、必要に応じ、隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 海上及び航空

高松海上保安部及び港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合に備え、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図や津波ハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知・啓発を図る。

空港管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

また、空港管理者は、後発地震に備えて応急対策活動の基地として使用するため、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水する恐れのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報などの発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の避難のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉

鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

エ 学校にあつては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 県は、市町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

③ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を一時中止するものとする。

12 滞留旅客等に対する措置

市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

第8節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせ「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員させる「多重防御」の発想により、国、県及び市町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる3の津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市町と連携・協力して計画的に実施するものとする。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）として国が実施する調査の成果をできる限り活用するものとする。

3 津波浸水想定の設定

(1) 県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、この節において「基本指針」という。）」に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表するものとする。

(2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。

① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の高上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(3) 津波浸水想定公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。

4 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

3の津波浸水想定等を踏まえて、市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整

備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

5 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定等を踏まえ、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を検討するものとする。

6 津波からの防護のための施設の整備方針等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾、漁港及び下水道等の管理者は、地震の発生に備えて、内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 県及び市町は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努めるものとする。
- (5) 市町は、住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線の整備等に努めるものとする。

7 海岸保全施設の整備等

本県には、瀬戸内海に面した延長約700kmに及ぶ海岸線があり、農林水産省（漁港、農地海岸）及び国土交通省（港湾区域、その他の海岸）がこれを所管している。

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、津波・高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

8 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期するものとする。